

第1章 開発と貿易・投資

1 1 開発における貿易・投資の現状と重要性

1 1 1 途上国の開発における貿易・投資の重要性

(1) 貿易・投資と経済成長

貿易・投資分野の協力は
成長志向型協力

貿易及び直接投資の受け入れの促進は雇用の増大、民間セクターの活性化、新規技術の開発、流入をもたらすとされ、経済の発展に重要な役割を果たす。途上国に対する貿易・投資関連協力は最終的には途上国の経済成長を目的とする典型的な成長志向型の協力である。

(2) 経済のグローバル化と途上国政府の役割

途上国政府にとって国際
的自由貿易体制への適切
な統合が重要な課題

貿易も投資も民間部門が主体となることから、貿易・投資促進における途上国政府の役割は民間の経済活動の促進や活性化のための環境整備が主要なものとなる。ただし近年、経済のグローバル化が急速かつ不可逆的に進展する中で、多くの途上国はグローバル化の流れに乗ることなくして経済成長を果たすことは困難であり、途上国政府にとっては、WTOに代表される国際的自由貿易体制への適切な統合を果たすことにより十分な利益を得ることが喫緊かつ重要な課題となっている。

なお、自由貿易体制に適切に統合するためには、途上国政府は国内の状況や自国の置かれた国際経済環境を分析し、貿易・投資自由化の順序やスピードを検討した適切な経済自由化スケジュールを策定すること、自由貿易体制のルールに対応するための国内執行体制を整備すること、グローバル化に伴う短期的な負のインパクトを最小化する国内施策を実施すること等の総合的な政策の策定、実施が求められる。

1 1 2 開発援助における貿易・投資関連協力の意義

(貿易関連協力のメインストリーム化)

(1) 貧困削減と成長志向型協力

経済成長は貧困削減の必
要条件

国連ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) に具体的に示されているとおり、国際社会、援助コミュニティともに途上国開発の最大の課題は貧困削減であるという共通の認識が形成されている。この課題を達成するためには、限られた資源で具体的な成果を発現すべく援助の焦点を直接的な形で貧困対策に当てるべきという考え方と、貧困削

減と経済成長は不可分であり、貧困削減を達成するためには対症療法的な手法にとどまらず貿易、投資やインフラ整備といった成長志向型の協力も重視すべきという考え方に大別される。

日本の政府開発援助（ODA）が東アジア諸国の経済成長に果たした役割は高く評価されており、その結果としてこれら地域で貧困削減が進んだという事実から、わが国は従来からより後者の考え方に重きを置いている。また、モンテレイ国連開発資金国際会議（2002年3月）、持続可能な開発に関する世界首脳会議（World Summit on Sustainable Development: WSSD）（2002年8月）等、近年の開発をめぐる国際会議の議論においても、ドナーによっては前者から後者へ考え方をシフトするなど、これまでに比べ、**貧困削減のためにも貿易、投資等の成長志向の協力を重視する傾向**がうかがえる。

（2）開発における投資関連協力の再評価

開発資金需要への対応に必要な民間投資

上記のとおり、国際社会はMDGs達成に向けた取り組みを行っているが、途上国の国内資金やODA等の公的資金のみでは目標達成に必要な開発資金がまかなえないという現実の問題がある。従来から直接投資によりもたらされる生産及び経営技術の途上国への移転効果は評価されていたが、**MDGs達成に向け、開発資金需要を満たす必要からも、開発における直接投資を含めた民間協力が不可欠なものと認識**されている。直接投資等、民間資金を途上国の開発に動員するための環境整備にODAを活用するという観点から、ODAにおける投資関連協力の意義が再評価されている。

（3）持続的経済成長のための自由貿易体制の維持

WTOは持続的な経済成長を支える国際公共財

環境協力が代表されるように、途上国一国の開発にとどまらず、地球規模の課題に対応することがODAの重要な役割となっている。WTO体制については、現状ではさまざまな評価があるが、**地球規模での持続的な経済発展を確保するためには、国際社会にとって不可欠な国際公共財としての性格を有している**。途上国がWTO体制に適合するよう先進国が協力することは、自由貿易体制を維持、発展させるという観点からも重要である。

1 2 貿易及び投資の定義

1 2 1 貿易

（1）貿易

「貿易」を簡潔に定義すれば、**国境を超えて商取引が行われることと定義**できる。従来、貿易といった場合、一般的に商品（モノ）の貿易を意味

する場合が多かったが、近年では経済のサービス化の進展に伴い、輸送、旅行、通信、金融等のサービス貿易の比重¹と重要性が増している。

(2) 貿易自由化と貿易円滑化

「貿易自由化」は保護主義の対峙概念として広く多様な意味で使われるが、一般的には、**国際貿易の発展を目的とし、貿易の障害となる高率の関税の低減や貿易制限を目的とした非関税障壁を除去することと定義できる。**

一方、「貿易円滑化」は、例えば煩雑な輸出入手続きを簡素化、簡易化するなど、関税及び非関税障壁以外の措置や手続きで**貿易の疎外要因を除去し貿易の促進を図っていくこと**であり、貿易に関する取引コストを軽減し、透明性や予見可能性を高めることが期待される。このため各国の政策や利害の調整が必要な貿易自由化とは異なり、貿易円滑化の方向性に異議を唱える国はないが、多くの途上国は人的・財源的資源不足やインフラの不足を理由に貿易円滑化のルール作成（規律策定）には消極的になっている実態がある。こうした現状から、開発途上国の貿易円滑化のニーズと優先課題の特定、適切な技術支援、及びキャパシティ・ビルディングに対する支援を確保することが求められている²。

1 2 2 投資

投資（海外投資）とは国際的な資本の移動と定義され、通常投資といった場合は直接投資（Foreign Direct Investment: FDI）と間接投資（Foreign Portfolio Investment: FPI）を指す。

概念上、「直接投資（海外直接投資）」は国境を超える長期資金移動で資金の出し手が相手国内（外国）で経済活動を行うこと、あるいは企業が経営に関与する目的で海外の企業の株式を取得したり、貸し付けを行う行為と定義される。一方、「間接投資（証券投資、ポートフォリオ投資）」は所有や経営等の経済活動を目的とせず、債券や証券を購入し、配当や株の値上がり益を目的とするもの³と定義される。

直接投資は資金の移動に加え技術や経営のノウハウの移転（経営資源の移転）を伴うことから、開発の観点からは直接投資の役割が重要視されている。

¹ 2000年のサービス貿易（輸出額ベース）は1兆4350億ドルとなり、世界貿易（モノ及びサービス貿易の合計額）の18.8%を占めている。（出所：WTO（2001））

² 第4回WTO閣僚会議（2001年11月）ドーハ閣僚宣言 第27節

³ 概念上の明確さに比べ統計的には曖昧で、定義は国や機関により異なる。一般的に株式や出資金の10%以上を取得する場合を直接投資、それ以下を間接投資として両者を区別している。

また、投資の自由化(規制の除去)と保護を目的とした国際的な投資ルールづくりの場においては、対象範囲を直接投資に限定するか、間接投資も含めるかで議論となることが多い。

なお本報告書においては、特に断らない場合、投資とは直接投資を対象とする。

1 3 国際的動向

各ドナーとも途上国が自由化のメリットを享受できるようにするための協力を展開

経済のグローバル化の進展に伴い、途上国の中で、自由化の恩恵を享受することのできる勝者と、そうでない敗者との格差が明確に現れてきている。このような状況を踏まえ、各ドナーは、途上国がWTOに代表される多角的通商体制の中で適切に義務を履行し権利を行使できるようになること、さらには経済自由化のメリットを享受できるように国内の体制を整備することを目標とした協力を展開している。

国際会議の流れ：
シアトルWTO閣僚会議における新ラウンド立ち上げ失敗
ドーハWTO閣僚会議における途上国支援の重視
DDAGTFにおける各ドナーの途上国支援に対するプレッジ

多角的通商交渉の場においても途上国への配慮は重要性を増している。1999年11月にシアトルで行われた第3回WTO閣僚会議は先進国、途上国間の利害対立、とりわけ貿易自由化に反対する市民社会グループへの配慮が十分でなかったことから、通商交渉新ラウンドの立ち上げに失敗した。この反省を受け、2001年11月にドーハで開催された第4回閣僚会議においては途上国の立場に配慮がなされ、交渉の結果として採択された閣僚宣言では、途上国産品に対する市場アクセスの改善に言及されたほか、随所に途上国への技術協力の必要性がうたわれることになった。ドーハ閣僚会議を受けて途上国に対する技術協力のための基金(Doha Development Agenda Global Trust Fund: DDAGTF)が設立され、2002年3月にジュネーブで行われたプレッジング会合においては、各国から約22億円の拠出(わが国は約1億1千万円)が宣言された。このように多角的通商交渉の場においても途上国への配慮の必要性が明示的に認識されるという政治的背景もあり、各ドナーの貿易・投資分野における協力に対する関心は近年ますます強まっている。

Enabling environmentの創出を可能にするキャパシティ・ビルディングが協力の主眼

貿易や投資といった経済活動の主体は基本的に民間企業であることから、多くのドナーは、貿易振興や投資誘致そのものを目標とするというよりも、このような民間の経済活動を支える事業環境の整備(いわゆる“enabling environment”の創出)を活動の主眼としている。WTO等における多角的通商交渉を担当する政府部門の人材育成、市場に親和的かつ多角的通商ルールに整合的な政策・制度の導入、運用などが具体的な活動事例である。

近年、このような協力においては、先進国主導で通商関連の政策・制度

を途上国に当てはめるのではなく、**途上国政府が自ら政策・制度を築き、運用していくことが可能となるような「キャパシティ・ビルディング」を進めることが極めて重要である**との認識が強まっている。効果的なキャパシティ・ビルディングのためには、2001年4月に採択されたOECDガイドライン⁴に見られるように、以下に示す諸点が重要であるとのコンセンサスがドナー間で共有されており、わが国の貿易・投資分野における協力の方向性を検討する上でも参考にすべきものと思われる。

効果的キャパシティ・ビルディングのための留意点：

- ・ 包括的アプローチ
- ・ stakeholdersの関与を可能にするオーナーシップの確保
- ・ 協力プロセスの重視
- ・ ニーズに沿ったオーダーメイドの協力
- ・ ドナー間協調 / ドナー自身の機能強化

(1) 包括的アプローチ

従来の貿易・投資分野の協力においては、例えば輸出産品の開拓や税関事務の改善といった、単発的でいわば「国境」に着目した(“ at the border ” の)プロジェクトが主流であった。しかし、**真に貿易・投資を促進していくためにはこれだけでは不十分で、「国境の背後」**(“ behind the border ”)にも注目して**包括的に協力活動をデザインすることが重要である**と認識されている。すなわち、例えばWTO関連協定に代表される国際ルールに整合的な国内の政策・制度の構築や、さらには経済の自由化が国内経済に与える負のインパクト(貧富の拡大、環境問題、労働条件の悪化など)への配慮といった視点を持つべきであるとされている。このような**包括的アプローチを担保するためには、途上国の国家開発計画あるいは貧困削減戦略ペーパー(Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP)といった全体的な計画の中で、貿易の視点を主流化(mainstreaming)していくことが必要**とされている。別言すれば、貿易・投資の促進自体を目的とするよりは、開発のための手段としてこれらの経済活動を位置付けていくという視点が重要である。

(2) stakeholdersの参画、オーナーシップ

こうした包括的アプローチを実質的に機能させるためには、**官民学に加え、NGO、市民社会⁵といったstakeholdersを巻き込むことが重要であり、そのためには途上国自身のオーナーシップが必須**である。なお、政府部門については、従来の協力の中心であった貿易関連省庁に加え、財政当局や他の各省庁の関与も重要であると認識されている。

(3) 協力プロセス

これらstakeholders間の**コミュニケーションを深め、国内政策・制度に**

⁴ OECD (2001)

⁵ 漠然とした概念ではあるが、例えば労働組合、消費者団体、マスコミ等が想定される。

ついでに合意を形成していくこと自体が協力活動の主眼といえ、この意味では協力の「プロセス」が重要である。投入重視から成果重視へという開発援助をめぐる考え方の大きな変化の中で、いかにして成果を達成するかというプロセスも近年ますます重視されるようになった点が指摘できよう。

(4) ニーズに沿った協力

グローバル化の影響が国ごとに異なるのと同様に、**発展段階、経済構造等の諸条件に応じて、貿易・投資分野の援助に対するニーズも多様であり、途上国側の個別のニーズに応えたオーダーメイドの協力が必要である**という点がしばしば強調されている。ニーズに沿った協力を行うことは、オーナーシップを確保するため、また、おそらくは「先進国が援助を通じて自らの主張を押し付け、多国間通商交渉を自らの利益にかなうように運ぼうとしている」との印象を与えることを避け、政治的中立性を確保するために特に重要である。

(5) ドナー間の協調、ドナー自身のキャパシティ強化

上述の包括的アプローチを効果的に進めるためには、各ドナーの限られた援助リソースを有効に組み合わせることが効果的であり、また、ドナー自身が経験を重ね、貿易・投資分野の援助を提供するための機能強化を図っていくことが重要であると認識されている。

Box 1 1 WTOとは？

1948年、貿易に関する基本的な国際ルールとして関税と貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）が誕生して以来、GATT体制によって国際貿易ルールが議論されてきたが、GATT体制の強化の要請に応え、ウルグアイ・ラウンドの結果、GATTを拡大発展させる形で新たな貿易ルール（WTO協定）を作るとともに、このルールを運営する国際機関（WTO）を設立することが決定し、1995年1月1日にWTOが設立された。

いわゆる「WTO協定」とは、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO設立協定）」及びその付属書に含まれている協定の集合体を意味する。付属書1～3については、WTO設立協定と一体のものであり、WTO加盟国となるためには、WTO設立協定と付属書1～3のすべてを一括して受諾しなければならない。付属書4については、各加盟国がこれらの協定を受諾するかしないかを選択することができ、これらの協定は受諾国の間でのみ効力を有する。

WTO協定に定められた基本概念としては以下の3点が挙げられ、ルールに基づいた国際貿易秩序を形成している。

1) 最恵国待遇：Most-Favored-Nation Treatment = MFN原則

輸出入の際の関税等について、いずれかの国の産品に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国の同様の産品に対して、即時かつ無条件に与えなければならない。

2) 内国民待遇：National Treatment = NT

輸入品に対して適用される内国税や国内法令について、同種の国内産品に対して与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない。

3) 透明性

貿易活動に影響を与える行政のプロセスを明らかにすることを求める。法律・規則を正しく定め、それに基づいて実施することが要求される。

WTO協定（WTO設立協定及びその付属協定）一覧

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO設立協定）

付属書 1

(1) 付属書1A：物品の貿易に関する多角的協定

- (A) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定（通称：1994年のGATT）
- (B) 農業に関する協定
- (C) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（通称：SPS協定）
- (D) 繊維及び繊維製品（衣類を含む）に関する協定（通称：繊維協定）
- (E) 貿易の技術的障害に関する協定（通称：TBT協定）
- (F) 貿易に関連する投資措置に関する協定（通称：TRIMs協定）
- (G) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定（通称：アンチ・ダンピング（AD）協定）
- (H) 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（通称：関税評価協定）
- (I) 船積み前検査に関する協定
- (J) 原産地規則に関する協定
- (K) 輸入許可手続きに関する協定
- (L) 補助金及び相殺措置に関する協定
- (M) セーフガードに関する協定

(2) 付属書1B：サービスの貿易に関する一般協定（通称：GATS）

(3) 付属書1C：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（通称：TRIPs協定）

付属書 2：紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解（通称：紛争解決了解（DSU））

付属書 3：貿易政策審査制度

付属書 4：複数国間貿易協定

- (A) 民間航空機貿易に関する協定
- (B) 政府調達に関する協定
- (C) 国際酪農品協定（1997年末に終了）
- (D) 国際牛肉協定（1997年末に終了）

わが国の援助動向：

- ・貿易・投資を促進する環境整備
- ・途上国のWTO体制参加を目指したキャパシティ・ビルディング

1 4 わが国の援助動向

貿易・投資に関する協力は、活動の主体が民間企業であることから、民間企業による貿易活動や直接投資を促進するための環境整備を進めるといった観点で実施されてきた。1980年代後半に策定された「ニュー・エイ

ド・プラン⁶ (New Asian Industries Development (AID) Plan)、1990年代に策定された「政府開発援助大綱(1992年)」、「政府開発援助に関する中期政策(1999年)」の中でODAと民間の直接投資、貿易が有機的連関を保ちつつ実施されることで、総体として開発途上国の発展を促進するよう努める旨の方向性が示されている。加えてODA以外の政府資金(Other Official Flow: OOF)や民間部門との連携強化を図ることに配慮がなされている。政府開発援助に関する中期政策では、以下のような点が掲げられている。

開発の効果を高めるためには、開発途上国、先進国、国際機関、民間部門、民間援助団体(Non-governmental Organization: NGO)など、あらゆる主体の持つ利用可能な資源との役割分担と連帯を図る包括的取り組みが必要である。

特に近年はアジアや中南米をはじめとして開発途上国の開発における貿易や投資等民間部門の役割が増していることを踏まえ、民間活動の促進と民間資金の流入が促されるよう環境整備を図るとともに、公正かつ効率的な資源配分や格差是正等に留意し、民間資金が流入しにくい部分への支援を重視する。

こうした「開発の視点」での動向に加え、近年では多角的貿易体制維持の観点から「通商の視点」での協力も実施されている。

均衡のとれた十分かつ広範な議題の下で新ラウンドを立ち上げる必要性から、途上国のWTO体制への適正な参加を目指してキャパシティ・ビルディングを図ることが重要な課題となっている。そうした観点から、日本政府は2000年のアジア太平洋経済協力(Asia Pacific Economic Cooperation: APEC)貿易担当大臣会合の場でAPEC域内途上国に向けたWTO上の義務実施に関する能力構築プログラム(「戦略的APEC計画」)の作成を提案し、同年のAPEC首脳会合において承認された。これを受けてJICAでは、2002年からタイ、インドネシア等ASEAN4ヵ国に対して開発調査「APEC地域WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム」を実施している。

⁶ 援助・直接投資・輸入が三位一体となった協力パッケージ。1987年田村通産大臣がタイのバンコクにおいて表明した日本の援助パッケージ。相手国による投資環境整備の自助努力を前提としつつ、日本の民間企業による直接投資、日本への輸入という民間ベースの協力と、これらの基盤を整備するためのハード、ソフト、資金等の多面的な政府ベースの援助とを、総合的・計画的に連携しながら進めていくプラン。

第2章 貿易・投資促進に対する効果的アプローチ

2.1 貿易・投資促進に対する協力目的

活動主体は民間セクターであり、政府の果たす役割は民間の活動を促進するような環境整備を進めること。

効果的アプローチ：

- ・ 経済発展に不可欠な基盤（基本的な法制度・ルール、物的インフラ）を整備し、貿易投資促進の観点から個別分野の課題に取り組むといった視点が重要。

途上国が抱える課題：

- ・ 経済発展に向けた基盤の未整備
 - 経済／産業基盤の未整備
 - 国際経済環境への適合の遅れ
- ・ 貿易の促進、投資の受け入れに関する対応能力の不足（政府の課題）
 - 中長期的視野に立った政策の未整備
 - 国内法制度の未整備
 - 煩雑かつ不透明な手続き・運用（民間の課題）
 - 経営資源の不足
 - 市場情報の不足

貿易・投資の分野の活動主体はあくまで民間セクターであり、政府の果たす役割は、そうした活動を促進するような環境整備を進めることである。

民間セクターの活発な活動には、各企業が市場において公正・自由な活動を行うための基本的な法制度やルールが整備されていることと物の取引や生産活動が活発に行われるための交通網や電力等の物的インフラが整っていることが重要な要素となる。そうした経済発展に不可欠な基盤を整備し、貿易投資促進といった観点から個別分野に直結した課題に取り組むことが効果的なアプローチと考えられる。しかしながら多くの途上国では経済発展に不可欠な部分、また貿易・投資により関連した部分でも多くの課題を抱えている。

そうした問題意識の下、本アプローチでは途上国が抱える課題を「経済発展に向けた基盤の未整備」と「貿易・投資に関する対応能力の不足」の2つに分け、以下のように整理を行い、開発戦略目標を設定した。

（1）経済発展に向けた基盤の未整備

1）経済／産業基盤の未整備

輸送網（鉄道、港湾、道路、空港）、通信網、エネルギー施設等の物的なインフラや法制度／政策体系の整備、人材の育成といったものは、民間セクターの活発な活動にとって重要な要素である。しかしながら途上国においては、そうした経済活動や産業育成の基盤となる部分において量の不足や質の低さのために、民間セクターの持続的・効率的な経済活動が制約されているケースがある。

以下のような問題が一般的に指摘されている。

- 法制度／政策体系の未整備
- 経済インフラ（運輸交通インフラ、エネルギー、金融、基準認証、統計等）の不足／未整備
- 技術力の低さ
- 教育水準の低さ

2) 国際経済環境への適合の遅れ

現在の国際的な経済活動はWTO体制を前提に行われているといっても過言ではなく、**既加盟国のみならず未加盟国、加盟申請中の国においても、WTO協定との整合性を意識して経済政策を立案・実施していくことが必要である**（つまり、WTO等の既存の国際ルールを理解や適切な履行といった課題は、近年の国際経済の状況下では途上国が必然的に対応しなければならない基本的な要件となってきた）。特に、途上国等の国々においては、国際ルールの変化による影響は甚大であり、安定した成長・発展を遂げるためには、そうした影響を最小限に食い止め、かつそうした変化を成長の機会ととらえることが重要なポイントとなり、そのためにもWTO協定をはじめとする国際的な枠組みを理解した上で自国の産業振興を図ることが必要となる。

また他の国との通商交渉の場で、自国にとって不利益な約束事をしないためにも、そうした国際的なルールに対する理解の向上が重要な課題となっている。

(2) 貿易の促進、投資の受け入れに関する対応能力の不足

途上国が(1)で述べた経済発展に不可欠な部分の整備といった点から一歩進み、貿易・投資自由化の流れの中でいかに利益を享受するかといった視点で**政府が主体的に取り組むべき課題と民間セクターが主体的に取り組むべき課題**（政府の立場としては、民間セクターの取り組みをサポートすることが課題となる）の2つに大別できる。

1) 政府が主体的に取り組むべき課題

現在の国際的動向では、従来の、例えば関税率の削減や税関事務の改善といった部分（いわゆる“at the border”）**での協力から“behind the border”を重視する方向に変化**しており、WTO協定に代表される国際的なルールに整合する国内の政策・制度の構築の必要性が強調されている。

本報告書においても同様の考えに則り、途上国政府が**取り組むべき課題**を大まかに以下のように整理した。

- 長期的な視野に立った政策の立案・実施
- 国内法制度の整備（国際ルールとの整合性）
- （法に基づいた）手続きの簡素化及び適切な実施

2) 民間セクターが主体的に取り組むべき課題

一方で途上国の民間セクターが貿易・投資の自由化から恩恵を得るためには、個々の企業や事業者が競争力をつけることが不可欠である。現在、

途上国の民間セクターが取り組むべき課題としては以下の点が考えられる。

- 個々の企業の経営資源（人材、経営／技術ノウハウ、資金等）の充実
- 市場情報の確保

しかしながら多くの途上国においては個々の民間企業の力のみではこうした課題に取り組むことができないため、そうした課題を克服するためのサポートを行うことが政府の取り組むべき課題として必要になる。

以上の課題を踏まえ、本報告書では経済／産業基盤の未整備と国際経済環境への適合の遅れといった2つの課題に対しては「**国際的な枠組みの中の貿易・投資促進への対応能力強化**」を開発戦略目標として掲げ、貿易の促進、投資の受け入れに関する対応能力の不足に関する課題に対しては、貿易と投資に分け、「**貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング（能力構築）**」、「**投資促進のためのキャパシティ・ビルディング**」の2つを開発戦略目標に掲げた。またこれら2つの開発戦略目標の構成として政府が主体的に取り組むべき課題と民間セクターが主体的に取り組むべき課題（政府の立場ではそうした民間セクターの取り組みをサポートすることが取り組む課題となる）の2つに大別し、貿易ではさらに民間セクターの取り組みをサポートする役割を情報提供サービスの充実と活力ある民間セクターの育成に細分化している。

3つの開発戦略目標：

- ・「国際的枠組みの中での貿易・投資促進への対応能力強化」
- ・「貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング」
- ・「投資促進のためのキャパシティ・ビルディング」

2.2 開発課題体系図に関する留意点

開発課題体系図に関する留意点：

(1) 対象範囲

- ・「政治情勢」、「治安」、「マクロ経済の情勢」、「ガバナンス」といった課題は所与の問題として整理し、取り上げない。

(2) 貿易・投資を促進する他の日本の機関

（技術協力）

JICA、JETRO、JODC、AOTS等

（資金協力）

JBIC、NEXI等

（1）対象範囲

貿易、投資に大きく影響を与える要素としては「政治情勢」「治安」「マクロ経済の情勢」「ガバナンス」といった問題が考えられ、民間企業の活動には極めて大きな影響をもたらすものである。

しかしながら本アプローチでは、その重要性は十分に認識するものの、あくまで貿易・投資促進に向けたアプローチであるという観点から、そうした問題については所与のものと考え、取り上げないこととする。

（2）貿易・投資を促進する他の日本の機関

前述したように本分野での主体は民間セクターであり、政府の役割、ひいてはドナーの役割はそうした活動を促進するような環境整備を進めることにある。

一方、民間セクターの活発な活動を促すような環境整備といった観点で

は、日本の政府系機関においてJICAがすべての分野を所掌しているわけではなく、**技術協力の分野でも日本貿易振興会（JETRO）や財海外貿易開発協会（JODC）、財海外技術者研修協会（AOTS）等の機関がさまざまな活動を実施している。**

また途上国への資金協力の面では国際協力銀行（JBIC）がその役割を果たしており、また日系企業の進出支援及び円滑化といった形を通じて途上国の貿易及び投資誘致促進に資するような活動はJBICや日本貿易保険（NEXI）が実施している。

途上国の貿易・投資促進に関係する業務を実施している代表的な日本の政府機関としては表2-1のような機関が存在する⁷。2-3の各開発戦略目標体系図では各サブ目標を達成するためのプロジェクト活動の例を示しており、×が付いているものについてはJICAでは活動実績がないが、他の機関で実施されている事例もある（資金協力自体は開発戦略目標1の体系図には含んでいないが、**国際協力銀行や日本貿易保険が輸出信用、投資金融という形で途上国における民間企業の活動支援を実施している**）。

表2-1 貿易・投資促進関係の日本政府機関

形態	機関名	関連する主な業務
技術協力	日本貿易振興会（JETRO）	・日本企業の海外進出支援 ・現地の裾野産業育成等支援
	海外貿易開発協会（JODC）	・途上国のローカル企業、日系企業等へ専門家派遣
	海外技術者研修協会（AOTS）	・海外の産業技術研修者の受け入れ及び研修事業を実施
資金協力	国際協力銀行（JBIC）	・円借款（途上国政府等に対して、低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸付） ・輸出金融（日本企業のプラントや技術の途上国向け輸出を対象とした融資） ・海外投資金融（日本企業の途上国向け海外投資に対する融資）
	日本貿易保険（NEXI）	・民間企業の海外プロジェクトや輸出などに対する保険の引き受け

⁷ 各機関の業務の詳細及びJICAとの違いについては各機関のホームページ（P.98）参照。

表2-2 貿易・投資促進 開発戦略目標・中間目標

開発戦略目標	中間目標
<p>1. 国際的な枠組みの中での貿易・投資促進への対応力強化</p>	<p>1-1 貿易・投資促進のための基礎条件の整備</p> <p>民法における経済活動に関する既述の有無または商法の有無及び内容 不動産登記、会社登記に関する法律の有無、内容 破産手続きに関する法律の有無、内容 経済活動に対する競争性確保に関する法律の有無、内容 外国人の出入国、居住登録に関する法律の有無、内容 空港・港湾の整備状況及びそれらにつながる道路の整備状況 電力の供給状況及び計画停電や事故停電等の有無 通信回線の整備状況 直接金融市場 / 間接金融市場の整備の状況 外国為替に関する銀行業務の状況、効率性 基準認証に関する制度の有無、国際的基準との調和 基礎統計（国民経済計算、産業センサス、動態統計等）の有無 知的財産権保護に関する制度の有無、制度執行の状況 国家的 / 地域的な産業振興政策の有無、内容 基本的生産技術のレベル 産業技術教育制度の有無、内容 民間での企業従業員訓練サービスの有無、内容及び政府からの補助の有無 高等教育の内容</p> <p>1-2 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化</p> <p>WTOへの加盟ステータス（加盟済 / 交渉中 / 未加盟） 担当行政官の理解度、WTO協定履行上の問題点</p>
<p>2. 貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング</p>	<p>2-1 貿易関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備</p> <p>中長期的な視野に立った産業・貿易政策の有無 WTO協定等の国際的ルールとの整合性の確認 諸外国政府・産業界等から当該国に対する貿易上の問題点の指摘の数 貿易・投資関連の行政サービスについて民間企業への質問調査 輸出加工区を利用する民間企業へのアンケート調査 貿易・投資環境に関する民間企業への質問調査 貿易手続き所要時間調査 国内規格・基準の整備状況 計量・標準 / 試験検査機関の有無とパフォーマンス調査 模造品の水際での取り締まり件数 、 、 、 、 については3-1の指標ともなりうる。</p> <p>2-2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実</p> <p>民間企業からの照会・アクセス件数 サービスに対する民間企業への質問調査 貿易振興機関から提供されるコースの件数、受講者数 海外企業との契約成立件数</p> <p>2-3 活力ある民間セクターの育成</p> <p>各種支援制度に対する民間企業への満足度・活用度調査 公的支援機関の提供するコース数、受講者数 民間企業に対する企業診断調査 当該製品の付加価値生産額・粗生産額の推移 売上高、輸出額、輸出先の推移</p>
<p>3. 外国直接投資促進のためのキャパシティ・ビルディング</p>	<p>3-1 投資関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備</p> <p>投資関連法制度整備状況・変更頻度 規制緩和件数 投資優遇措置・制度策定状況 投資企業と現地企業との合併・下請け契約数の推移 投資企業の現地役員・管理職登用数・率の推移 投資企業の企業内研修実施数の推移 投資企業の現地部品調達率の推移 投資企業の研究開発部門の現地移転数の推移 輸出加工区投資件数・投資額 輸出加工区周辺地域の失業率、所得上昇率、会社設立数の推移</p> <p>3-2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実</p> <p>民間企業からの照会・アクセス件数 サービス活用企業の投資件数・投資額の推移 投資セミナー実施回数・参加企業数 登録企業データ数の推移</p>

開発戦略目標 1
国際的な枠組みの中
での貿易・投資促進
への対応力強化

中間目標 1 1
貿易・投資促進のため
の基礎条件整備

会社設立・契約・外国
人の出入国等経済活動
に関する最も基本的な
法制度整備

運輸交通、電力、通信
などの物理的インフラ
及び金融や知的財産権
などの制度インフラの
整備

2 3 貿易・投資促進に対する効果的アプローチ

開発戦略目標 1 国際的な枠組みの中での貿易・投資促進への
対応力強化

中間目標 1 1 貿易・投資促進のための基礎条件の整備

(1) 商取引に関する法制度整備

法制度が整備され、かつ各種の法律が互いに整合性を保つことがその国の国民生活、経済社会の安定化の大前提であることには、論をまたない。また適切な法体系が整備され着実に執行されることは、その国の信頼性という面で外国から評価を受ける一面でもある。

外国との商取引（貿易）や海外からの直接投資においては、その国において商取引に関する法制度のみならず外国人の経済活動に関係する制度が整備されているかどうか、またその法制度が国際的に調和のとれた内容であるか否かということは、貿易や投資の実行を判断する上で重要な視点となる。

上記の事情から、途上国の経済開発及び貿易・投資の促進を念頭に置いた場合、以下のような基本的な法制度整備及び各種法律間の整合性確保が必要となる。

民法（経済活動を規定する最も基本的な法律）
商法（商取引一般、企業会計等を規定する法律）
登記法（会社設立、不動産登記に関する法律）
更生・再生・破産法（会社更生、再生、破産に関する法律）
独占禁止法
出入国管理法及び外国人登録法

(2) 経済インフラの整備

貿易・投資の促進のためには、貿易プロセス全体の効率化と投資環境整備のための物的インフラ及び関連制度拡充が極めて重要な要素といえ、以下のようなハード及びソフトのインフラ整備が必要である。

1) 運輸交通インフラ整備

ここでいう運輸交通インフラ整備とは、貿易に必要な港湾・空港インフラ整備及び空港・港湾と経済活動が行われる商業・産業エリアをつなぐ道路インフラ整備を指す。運輸交通インフラの拡充は物流の効率化を向上するための重要な施策の一つであり、投資規模は莫大なものとな

るが、貿易や投資の促進、ひいてはその国の経済発展のためには欠かせない。

2) 電源及び送配電インフラ整備

途上国では、日常的な計画停電や事故的な停電など経済活動に影響する電力事情を有する国もあり、特に外資が投資を検討する場合、**安定した良質な電力が供給されるかどうか**は重要な判断材料の一つである。

3) 通信インフラ

通信は貿易・投資のみならず、国民の一般的な社会生活にも不可欠なインフラである。通信の発展については、**国営企業としての通信会社設立、国営企業の民営化、民間企業の参入に関する規制緩和、の流れが一般的であり、各途上国の通信分野の発展の具合に応じ、通信基盤としての国営企業経営強化、その次のステップとして、国営企業民営化、さらに、通信分野における規制緩和などが施策として必要となる。**

4) 金融システムの整備

経済のグローバル化の中で、**国際的な基準に調和した銀行法、証券取引法、外国為替法など金融分野の基本的な法制度整備が重要**であり、また、金融サービスを提供する金融機関は、貿易や投資を仲介する機関としての位置付けが極めて重要であり、透明性の高いサービスを提供する義務があることから、**コーポレート・ガバナンス⁸の問題は国際的な金融業務を行う上で重要であり、そのための人材育成は必須**である。金融機関の人材育成と並んで、**金融監督行政における人材育成も極めて重要**である。

5) 基準認証制度の確立

自国で生産する工業製品が国際的な市場で評価されるためには**標準、計量など基準認証分野の制度整備及び技術向上が必要**で、投資の面でも制度や基礎技術が整備された国に優先度がある。一般的に、この分野に対する政府の意識が低い国が多いことが問題であり、国際的な基準に適合しない低品質な物品の国内への輸入、投資先としての魅力の欠如等、その国にとって不利益となる要因を抱えることになる。

⁸ 「企業統治」と一般的に訳され、会社をめぐる利害関係者である株主、経営陣、監督機構、従業員、会社債権者の相互の関係がどうあるべきかということの意味する。

6) 知的財産権の確立

模倣品の氾濫はその国の国際競争力を弱める主因の一つとして認識されるべきであり、WTO体制の中で知的財産権保護は今後ますます重要視されていく課題である（前述の基準認証から比べれば、一般的に政府の意識の度合いは高いといわれている）。

7) 統計の整備

統計の整備は産業の現状や産業連関の概要を知るための重要な指標の一つであり、外資の進出の際やその国の政府が産業政策を検討する際の重要な参考資料となる。よってその国の産業界においても投資受け入れや産業振興政策検討及び実施上の有用な資料となるものであり、官民協力の下、**地域別、業種別、品目別、企業規模別等の産業統計データが整備されていくべきである。**

貿易・投資受け入れの実施主体である国内産業の活動を支援する政策・制度の整備

(3) 国内産業の事業環境整備

貿易振興及び海外直接投資受け入れの両面について、国内産業が最も主要な担い手の一つであるといえる。競争力のある製品の開発・生産・販売は輸出による外貨獲得のために重要であり、また、信頼性の高い部品や原材料が供給できる裾野産業が存在することは投資企業にとって大きな魅力の一つである。

輸出企業と裾野産業の振興のためには、**新規参入促進のための各種規制緩和による産業の活性化、金融制度整備等による産業振興など企業活動に対する制度整備や大学を含めた研究開発活動の振興、中小企業に対するビジネスサービスへの支援**といった政策が重要である。

貿易・投資受け入れを下支えする、基礎的な産業人材育成

(4) 人材育成

人材育成は貿易・投資のみならず、すべての分野の開発において最も重要な課題である。

優秀な労働力の存在は、産業振興、貿易振興、投資促進には不可欠であり、技術的な能力のみならず、企業活動や関連行政の透明性が以前にも増して求められる今日のビジネス社会においては、**法に則った企業活動、行政手続きの実行がその国の投資環境を下支えし、ひいてはその国の産業競争力強化につながるものである。**

こうした観点から、貿易・投資を下支えする人材育成として、以下の必要性が考えられる。

高等教育の拡充による専門技術者養成。

初中等レベルでの理数科教育及びIT教育拡充による将来の優秀な技術者の育成。

英語教育の拡充による国際的な人材の育成。

企業活動や行政の透明性確保に向けた、教育課程からの法的判断力の定着化。

技術士制度など技術者のインセンティブを高めるための資格の制定。

職業訓練、職業マッチングなど労働市場機能の整備。

バランスのとれた労使関係の構築に向けた努力。

JICAの取り組み

(1) 商取引に関する法制度整備

法制度自体を対象とした協力実績は少ないが、近年インドシナの3カ国において、経済活動にかかわる各種法制度の整備支援に関する協力を行っている。

1) ベトナム

民商事法、会社法、ASEAN投資法、民事訴訟法、民事執行法、海事法、独占禁止法、証券取引法、知的財産権等の整備に関する司法長官との政策対話、ワークショップ、セミナー、研修員受入等を行っている。

2) カンボジア

民法、民事訴訟法の草案作成、司法長官との政策対話、セミナー、ワークショップや法務行政、検察業務、裁判制度、弁護士会活動等に関する研修員受入等を実施している。

3) ラオス

民法、商法に関するセミナー、ワークショップの実施、研修員受入を実施している。

(2) 経済インフラの整備

1) インフラ整備

運輸、交通、電力、通信インフラ建設に向けた、政策助言、開発調査(マスタープラン策定、フィージビリティ調査)維持管理技術向上のための技術協力プロジェクト、研修等を数多くの国で実施している。

2) 金融

主に専門家派遣を通じて、外国為替、資本市場整備に関する政策助言活動及び研修などによる協力を行っている。

3) 基準認証・知的財産権・産業統計

WTOキャパシティ・ビルディングにおける貿易の技術的障害 (Technical Barriers to Trade: TBT)、知的所有権の貿易関連の側面 (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS) 分野への支援、知的財産権行政能力向上、計量標準、産業統計整備等への技術協力 (技術協力プロジェクト、開発調査、研修等) を行っている。

(3) 国内産業の事業環境整備

JICAにおける国内産業の事業環境整備に向けた協力は**中小企業振興支援**という形で主に実施されてきた。被援助国の**経済閣僚に対する政策提言活動** (専門家派遣、タイやインドネシアへの提言) を行ってきたほか、技術協力プロジェクト、開発調査、研修等により産業振興に必要な事業環境整備に関する支援を行ってきている。

(4) 人材育成

制度整備や生産技術の向上などを下支えする基本的な協力として人材育成は最も重要であり、これまでに、**貿易研修センター、税関行政能力向上、高等教育拡充、初中等理数科教育拡充、職業訓練、労働行政能力向上支援**などに対し、専門家派遣、技術協力プロジェクト、開発調査、無償資金協力、研修等あらゆるスキームを組み合わせ対応してきている。

中間目標 1 2
WTO等の国際的な
貿易・投資ルールへの
対応能力強化

経済のグローバル化の
中で、途上国が貿易・
投資の自国にとっての
インパクトを理解でき
るような支援が必要

中間目標 1 2 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化

(1) 貿易・投資自由化の意義の理解向上

経済のグローバル化が進展し、国境を超えた財やサービスの取引が活発化している。貿易・投資促進による、雇用の増大、民間セクターの活性化、新規技術の流入等の効果が認識される一方、自国の貿易・投資自由化に反対を示す途上国は少なくない。その代表的な理由として、下記の事項が挙げられる。

- 弱者の切り捨てに対する懸念。
- 貿易・投資自由化によるメリットが実感できない。
- 経済的なインプリケーションを含むWTO協定等の貿易・投資自由化

関連協定の内容に対する理解不足、WTO体制への不信（協定が複雑、義務が多い）

- ルール策定のための交渉能力不足。
- 貿易・投資自由化関連協定等ルールを自国の産業政策の中で適切に位置付ける政策立案能力不足。
- 産業政策との抵触（特に国内産業保護政策）国内産業からの反発。
- 先進国の基準（貿易・投資ルールのほか、付随する環境、労働基準等も含む）をそのまま押しつけられることへの反発等。

途上国は、**貿易・投資促進が自国にもたらすメリット、デメリットを正しく理解し、自国の経済発展に資する政策を選択していく必要がある。**貿易・投資自由化の世界的な潮流の中で、途上国がWTOをはじめとする世界的な貿易・投資システムを利用できるようになることが必要である。

（2）WTO等の国際的な規律への加盟支援

WTO等への加盟支援は、対象国の加盟準備段階によって異なるアプローチを用いるべきである

WTO加盟国は2003年1月15日時点で145カ国に上り、30カ国近くが加盟申請中である。**世界的な経済活動はWTO体制を前提に行われているといっても過言ではなく、未加盟国、加盟申請中の国においても、WTO体制を所与の条件として経済政策を立案・実施していく必要がある。**

途上国がWTO加盟を検討する場合、まず政策レベルがWTO加盟により国内経済・産業が受けるインパクトを理解し、政策の中でWTO加盟をどのように位置付けるかが課題となる。

加盟準備段階になると、関係官庁の実務担当者がWTO協定の主要な条文、権利義務、加盟手続きを十分に理解、自国の経済・産業に与えるインパクトを分析し、自国に利益をもたらす戦略を立案することが必要となり、短期的な交渉官、行政官の人材育成が求められる。加盟交渉の進捗に応じ、WTO協定整合的な法制度・組織体制の整備、特に法制度における透明性の確保といったニーズも生じてくる。併せて加盟によって新設、改訂した関連国内法制度を国民に周知徹底させる必要も生じてくる。

（3）WTO等の国際的な規律に対する履行能力向上

WTO既加盟国に対しては、各ルールの適切な利用・遵守を促す支援を検討する

WTOは世界的な貿易体制の基本的な枠組みであり、WTO体制への参加を通じて途上国がメリットを享受するためには、WTO関連各協定の内容を十分に理解し、国内法によって履行していくこと、その権利と義務を適切に行使していくこと、すなわち、

- WTO協定もしくはWTOの掲げる原則を国内経済政策・産業政策に適

表 2 3 地域別のWTO協定加盟国・地域一覧

2003年1月現在

	アジア	ヨーロッパ	アメリカ	アフリカ	オセアニア
W T O 加 盟 国 ・ 地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・バーレーン ・バングラデシュ ・ブルネイ ・香港 ・インド ・インドネシア ・日本 ・大韓民国 ・クウェート ・マカオ ・マレーシア ・ミャンマー ・パキスタン ・フィリピン ・シンガポール ・スリランカ ・タイ ・トルコ ・イスラエル ・モルディブ ・キプロス ・カタール ・アラブ首長国連邦 ・モンゴル ・ヨルダン ・オマーン ・中国 ・台湾 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストリア ・ベルギー ・チェコ ・デンマーク ・E C ・フィンランド ・フランス ・ドイツ ・ギリシャ ・ハンガリー ・アイスランド ・アイルランド ・イタリア ・ルクセンブルク ・マルタ ・オランダ ・ノルウェー ・ポルトガル ・ルーマニア ・スロバキア ・スペイン ・スウェーデン ・英国 ・ポーランド ・スイス ・スロベニア ・リヒテンシュタイン ・ブルガリア ・キルギス ・ラトビア ・エストニア ・グルジア ・アルバニア ・クロアチア ・リトアニア ・モルドバ ・アルメニア 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンティグア・バーブーダ ・バルバドス ・ベリーズ ・カナダ ・コスタリカ ・ドミニカ ・ホンジュラス ・メキシコ ・セントルシア ・セントビンセント・グレナディーン ・スリナム ・米国 ・アルゼンチン ・ブラジル ・チリ ・ガイアナ ・パラグアイ ・ペルー ・ウルグアイ ・ベネズエラ ・トリニダード・トバゴ ・ドミニカ共和国 ・ジャマイカ ・キューバ ・コロンビア ・エルサルバドル ・グアテマラ ・ニカラグア ・ボリビア ・エクアドル ・ハイチ ・セント・クリストファー・ネーヴィース ・グレナダ ・パナマ 	<ul style="list-style-type: none"> ・コートジボワール ・ガボン ・ガーナ ・ケニア ・モーリシャス ・モロッコ ・ナミビア ・ナイジェリア ・セネガル ・南アフリカ共和国 ・スワジランド ・タンザニア ・ウガンダ ・ザンビア ・ジンバブエ ・チュニジア ・ボツワナ ・中央アフリカ ・ジブチ ・レソト ・マラウイ ・マリ ・トーゴ ・ギニアビサウ ・モーリタニア ・ブルキナファソ ・エジプト ・ブルンジ ・シエラレオネ ・モザンビーク ・ギニア ・マダガスカル ・カメルーン ・ベナン ・ルワンダ ・チャド ・ガンビア ・アンゴラ ・ニジェール ・コンゴ民主共和国 ・コンゴ共和国 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア ・ニュージーランド ・フィジー ・パプアニューギニア ・ソロモン諸島
	(145)	(28)	(37)	(34)	(41)
W T O 加 盟 申 請 中 の 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ブータン ・カンボジア ・ラオス ・レバノン ・ネパール ・サウジアラビア ・ベトナム ・イエメン 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンドラ ・アゼルバイジャン ・ベラルーシ ・ボスニア・ヘルツェゴビナ ・カザフスタン ・マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 ・ロシア ・ウクライナ ・ウズベキスタン ・ユーゴスラビア ・タジキスタン 	<ul style="list-style-type: none"> ・バハマ 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルジェリア ・セーシェル ・スーダン ・カーボヴェルデ 	<ul style="list-style-type: none"> ・トンガ ・バヌアツ ・サモア
	(27)	(8)	(11)	(1)	(4)
					(3)

切に反映させること

- 交渉中の諸問題に関しては、国内政策に沿った成果を目指し交渉を行うこと
- 既存のWTO義務を国内法において実現すること
- 上記国内法の適正な履行を確保すること

等が必要となる。そのためには、以下のような取り組みが必要となる。

- WTO等の国際的な規律に整合的な通商政策、国内法制度整備。
- WTO整合的な政策、制度の運用、執行面に関する支援。
- WTO等の交渉の場における交渉能力強化。
- WTO等の進展に即応した貿易・投資促進に関する組織整備及び人材育成（交渉官、行政官の育成）等。

JICAの取り組み

（1）貿易・投資自由化の意義の理解向上

「WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム」キックオフセミナーでは、WTO体制を前提とした貿易・投資自由化の意義について、国内の幅広い層（学界、NGO、国会議員）に対する啓発活動を実施している。内容としては、貿易・投資自由化の意義、WTO協定全般、個別協定に関する基礎情報の提供が中心であり、幅広い層の理解・支持を得ることによって、適切な貿易・投資政策立案、実施のための基盤整備を狙いとしている。

この課題における案件形成上の留意点は次のとおり。

案件形成上の留意点：

- ・ 中立性の確保
- ・ 実証的なデータの提供

中立性の確保

WTO新ラウンド交渉が進捗中であり、セミナーや講義の内容によっては、わが国の交渉に対する立場を前面に打ち出しているとの印象を先方と与えかねない。特に投資等、わが国と途上国の立場に大きな隔りがある機微な分野に関しては、**関連分野の交渉の現状、先方の政策を十分把握した上で、協力内容を検討し、中立的な立場で話すことのできる講師を選定する等の留意が必要である。**

実証的なデータの提供

貿易・投資の自由化によって経済成長を果たした途上国の事例紹介、特徴的な途上国の政策と経済成長の関連についての分析、複数の途上国の政策の比較等、**実証的なデータを提供しつつ、貿易・投資自由化の効果を説**

明すると、説得力があり効果的である。

(2) WTO等の国際的な規律への加盟支援

未加盟国に対し、国別特設研修（カザフスタン、ベトナム等）・個別専門家派遣（カンボジア、カザフスタン、ベトナム等）の実施により、WTO協定にかかる基礎知識を行政官にセミナー形式で移転している。中国に対しては、WTO加盟前後に政策立案の参考となるよう、**農業、サービス各分野（自由職業、流通、交通等）における日本の制度紹介、日本における現状視察**を行った。この分野への支援は往々にして途上国にとっては喫緊の課題であり、わが国の対応も個別の支援要請に応じたものになっている。

この課題における案件形成上の留意点は次のとおり。

案件形成上の留意点：
・タイムリーな支援

タイムリーな支援

特に加盟申請国においては、二国間交渉が進行中である場合が多く、既加盟国から浴びせられる多数の質問に短期間で回答する必要に迫られる場面が少なくない。**刻々と展開する加盟交渉の過程に応じた支援**は、高く評価される。

(3) WTO等の国際的に対する履行能力向上

WTO関連協力はJICAにとって極めて新しい課題であり、(1)の「WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム」や複数の個別協定（農業/SPS、AD、TBT、DS）を扱った**国別・地域別特設研修**を2000年度に実施する以前は、ほとんど実績がなかった。

「WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム」は2000年度からタイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンを対象としており、JICAにとって初めての包括的なWTO関連協力であり、次の内容が含まれている⁹。

- 各主要協定についての理解向上のためのセミナー、ワークショップの開催。
- 組織体制強化のための、WTO協定主管官庁における情報共有システム構築。
- 協定実施体制強化のための教材作成（TRIPS）。
- 継続性確保のためのトレーナーズ・トレーニング（TRIPS）。
- WTO協定と自国制度の整合性調査（TBT）。

⁹ 国際協力事業団（2002a）

- 主要国の約束表及び関連国内法令の比較分析（GATS）。
- パネルのシミュレーション（DS）。
- 今後途上国が自国でキャパシティ・ビルディングを行っていく上での提言。

また、2000-2001年度に設置した「WTO協定実施のためのキャパシティ・ビルディングに関する委員会」では、主にAPEC地域の開発途上国に対するWTO協定実施のためのキャパシティ・ビルディングに関する協力について有効な方策と効果的な協力を検討し、検討結果を報告書として取りまとめた。

この課題における案件形成上の留意点は次のとおり。

案件形成上の留意点：

- ・ 支援対象協定ごとの対象層の特定
- ・ オーナーシップの確保
- ・ 継続性・持続性への配慮
- ・ 適切なリソース確保

支援対象協定ごとの有効な対象者の特定、設定

WTO関連各協定の性格、各国における協定ごとのカウンターパート機関の特性、協定実施能力、国内関係機関の現状等により、支援対象層はおのずと異なってくる。協力開始前に、十分な現状把握・分析を行い、各国の実情に即した最適な処方箋（協力内容）を適用すべきである。

相手側オーナーシップ¹⁰の確保、カウンターパート機関との連携

この分野の協力に限ったことではないが、協力実施時には、例えばセミナー、ワークショップ実施時に途上国側からスピーカーを出す、ステアリング・コミッティ（関係者連絡会議）を運営させるといったような仕掛けにより、途上国が受け身ではなくオーナーシップを持ってドナーの支援を受けることが期待できる。

継続性・持続性の確保を目的とした活動項目の設定

途上国側カウンターパート機関との共同作業による研修教材の開発、トレーナーズ・トレーニングの実施、特定課題についての関係者連絡会議の設置といった活動は、支援を一過性のものとして終わらせないだけでなく、途上国側の継続的な取り組みを容易にするものである。協力内容の検討にあたっては、JICAからの協力実施中に、協力終了後に相手側の継続的な活動を円滑にする活動を盛り込むことが有益である。

支援分野・形態に合わせた人的支援リソースの確保

特にWTO等の場で多国間交渉が進んでいる分野においては、国際機関

¹⁰ ownership：開発途上国の自助努力。

職員等、中立的な組織に所属する専門家の協力を仰ぐのも一法である。また、例えば日本はアンチ・ダンピング (Anti-Dumping: AD)¹¹の被発動国となる経験は豊富であっても、発動する側の経験はそれほど多くないため、ADのケースに携わったことのある第三国の弁護士の知見を借りるといった工夫も検討すべきである。

いずれにせよこの分野における日本国内の支援リソースは極めて限定的であるため、協力の実施方法とともに支援リソースの確保方法にも工夫をこらす必要がある。

開発戦略目標 1 国際的な枠組みの中での貿易・投資促進への対応力強化

中間目標 1 1 貿易・投資促進のための基礎条件の整備			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
商取引に関する法制度整備	商法等の整備 (個別立法作業の助言、現行法令の鳥瞰図作成、法曹養成等)	10、12、41、42	・市場経済化に関する法整備支援
経済インフラの整備	空港・港湾・道路等物流インフラの整備計画支援 電力セクター政策立案、電源開発計画の策定支援 ITに関する政策・制度整備 銀行セクター、資本市場整備 金融分野における人材育成 標準化に関する能力・技術向上 計量、試験に関する能力・技術向上 統計整備に対する支援 知的財産権の確立、整備に対する支援	46 44 25、45 45 43 11	・インフラ整備 (無償・開調) ・WTOキャパシティ・ビルディング (開調)
国内産業の事業環境整備	産業振興マスタープラン策定 中小企業振興、裾野産業育成政策策定 基盤技術 (金型、鋳造等) の育成、基礎研究、R&D	2、4、5、7、47、48、49	
人材育成	公的セクターの人材育成 (貿易・投資自由化の意義の理解向上プログラム、国際経済・貿易に関する教育の質の向上等) 民間セクターのビジネス人材の育成 (日本センター、貿易研修センター等) 労働者の質の向上 (理数科教育の充実、職業訓練・産業技術教育の充実等)	22、23、34	・WTOキャパシティ・ビルディング (開調) ・日本センター、貿易研修センター (無償、技プロ)

¹¹ ダンピング輸入された製品に対して、国内向け販売価格と輸出向け販売価格との差を上限とする関税 (AD税) を賦課すること。

中間目標 1 2 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
貿易・投資自由化の意義の理解向上	WTO協定全般、貿易・投資自由化の意義の理解向上 官民の対話促進	4、5、34～36、39、40	・WTOキャパシティ・ビルディング 協力プログラム（開調） ・WTO加盟支援（専門家、研修）
WTO等の国際的な規律への加盟支援	WTOに整合的な通商政策、国内法制度整備、新規権利義務の理解向上（WTO加盟支援プログラム） WTOが国内経済・産業に与えるインパクト理解向上 加盟手続きに関する理解向上 WTO等の進展に即応した貿易・投資促進に関する組織整備及び人材育成（交渉官、行政官の育成） × 加盟交渉に関する個別具体的助言	4、5、9、13、34～36 4、5 35、36 34	・法制度整備支援（開発調査） ・日本のシステム紹介（研修） ・WTO加盟支援（専門家） ・経済政策支援（開発調査） ・WTOキャパシティ・ビルディング 協力プログラム（開調）
WTO等の国際的な規律に対する履行能力向上	WTO等の国際的な規律に整合的な通商政策、国内法制度整備 整合的な政策、制度の運用、執行面に関する支援 個別協定に関する理解向上 × WTO等の交渉の場における交渉能力強化 × WTO等の交渉に関する個別具体的助言 各国のWTO協定履行状況に関する調査 WTO等の進展に即応した貿易・投資促進に関する組織整備及び人材育成（交渉官、行政官の育成）	4、5、9、13、37～40 34、37、38 34、37、38 34 34	・法制度整備支援（開発調査） ・日本のシステム紹介（研修） ・WTOキャパシティ・ビルディング 協力プログラム（開発調査） ・個別協定に関するセミナー、研修（専門家、研修）

*「事例番号」は付録1の別表の案件リストの番号に対応

プロジェクト活動の例：	JICAの協力事業において比較的事業実績の多い活動 JICAの協力事業において事業実績のある活動 JICAの協力事業においてプロジェクトの一要素として入っている活動 × JICAの協力事業において事業実績がほとんどない活動
-------------	--

技プロ：技術協力プロジェクト 長専：長期専門家派遣 短専：短期専門家派遣 開調：開発調査 草の根：草の根技術協力 無償：無償資金協力 JOCV：青年海外協力隊 SV：シニア・ボランティア 集団：集団研修 国特：国別特設研修 地特：地域別特設研修 第三国：第三国研修

開発戦略目標 2
貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 2 1
貿易関連政策・制度の策定/適切な運用のための体制整備

- 取り組むべき課題：**
- ・中長期的視野に立った産業・貿易政策の立案・実施
 - ・貿易関連法、規則、制度の整備
 - ・貿易関連手続きの簡素化

開発戦略目標 2 貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 2 1 貿易関連政策・制度の策定/適切な運用のための体制整備

貿易活動の主体は民間セクターであり、民間セクターが効率よく活動できるような国内政策・制度の整備により貿易活動を促進することが政府の役割として必要である。しかしながら多くの途上国においては、ルールが十分に整備されていなかったり、過度の規制の存在や運用の不備等により民間企業の貿易活動を阻害しているケースが多く見られる。

(1) 中長期的視野に立った産業・貿易政策の立案・実施

途上国が自国の国益に合致した形で自由貿易体制に参加し、継続的に利益を享受するためには、**中長期的視野に立った産業・貿易政策の立案・実施**が不可欠である。中長期的な政策立案には、まず**途上国が自国産業に関し、国際競争力・貿易の現状と将来性を把握**することが求められ、その上

で産業・貿易政策を立案・実行するとともに、許容可能な範囲・ペースでWTO協定を実施していくという視点が重要である。

しかしながら、多くの途上国では、WTO協定等の国際ルールを理解と自国貿易政策への反映という知識面の欠如とそれを実現するための国内行政体制の脆弱さゆえに、自国の産業をいかに国際ルールに適合させて育成すべきかという戦略づくりとそれを実現していくための政策策定能力が十分でないことが多い。

(2) 貿易関連法、規則、制度の整備

途上国においては、高い関税障壁や非関税障壁の存在により、民間セクターの活発な活動が阻害されているという問題が挙げられる。前者に関してはWTOを中心とする自由貿易体制に整合的な国内法・規則の整備が遅れているといった問題があり、後者についてはWTO等の国際ルールに整合的な法制度・規則の整備は進んでいるものの、制度の運用・執行面で課題を抱えているという問題がある。

そうした問題の背景には前述した中長期的な視野に立った政策が不備であるという問題に加え、政府内部におけるWTO協定や経済法全般に対して精通する人材の不足や政策の実現に適切な法の規定内容に関する知識の不足、国内法・規則に関する理解の不足が挙げられる。

国内法・規則がWTO協定に整合的でない場合（または、その恐れがある場合）及び国内法の履行が確保されていない場合、他国から紛争処理（Dispute Settlement: DS）案件として指摘されることもあり、法制度の分野における途上国の支援ニーズは高まっているといえる。

また輸出振興を図りたい途上国としては、輸出振興策の策定に関する法、規則、制度の設計に対するニーズは高い。

(3) 貿易関連手続きの簡素化及び適切な実施

法、規則、制度自体の問題に加え、輸出入にかかわる制度・手続きの運用が煩雑かつ不透明であり、結果として民間企業の取引費用を高くしているといった問題も途上国が抱える重要な問題として指摘されている。

こうした問題の背景には、関係機関内外の情報の伝達ルールが不十分であったり、現場の職員の能力不足により、法、規則、制度自体は整っているものの実際の運用ではそのとおりにはいかず、各担当職員により手続きが不透明であったり、恣意性が残存しているといった問題や、そもそも業務に必要な分析機材が不足しているといった問題がある。

こうした貿易円滑化に関する分野は貿易の自由化¹²とは異なり国際ルー

¹² 「貿易自由化」、「貿易円滑化」の用語の定義についてはp.3参照。

ルは存在していない分野であるが、国内の産業政策との兼ね合いが問題になる貿易の自由化とは異なり、その推進を図ることに途上国からの異論は少ない分野といえる。加えて、途上国にとっても企業間の取引費用が削減され貿易を促進するといった観点では効果が高い分野といえる。

JICAの取り組み：

- ・貿易振興策及び輸出振興策の提言
- ・貿易に関連する分野での手続きの適切化/簡素化や人材育成

JICAの取り組み

貿易促進に関するJICAの取り組みとしては、上記(1)中長期的視野に立った産業・貿易政策の立案・実施、及び(3)貿易関連手続きの簡素化及び適切な実施については、ASEAN諸国を中心に **貿易振興策及び輸出振興策の提言**や **貿易に関連する分野(知的財産保護、基準認証、試験・検査、税関、検疫、貿易金融等)**での手続きの適切化/簡素化、人材育成といった貿易に関連する機関の能力強化を目的とした協力を中心に行っている。

については、これまでは日本側コンサルタントによる貿易振興策や輸出振興策を提言するといった協力が主であったが、近年では日本の学者・研究者を動員し、相手国と政策対話を行いながら一国の開発戦略を総合的に診断し、総合的・具体的な長期開発戦略を策定するといった**共同研究型の協力**も行われており、その中で貿易自由化への助言、輸出振興策の提言等を行っている(ベトナム市場経済化支援開発政策調査、ミャンマー経済構造政策支援等)。

に関しては、p. 32~33(開発戦略目標2体系図)からも分かるように、JICAでは比較的多くの協力実績を有している。協力内容としては**行政機関のキャパシティ・ビルディングが中心**である。

一方、(2)貿易関連法、規則、制度の整備に関しては**輸出振興という観点での協力実績はあるものの、貿易に関連する法・規則の策定そのものを扱ったJICAの協力実績は少ない**。協力実績が少ない理由としては法・規則に関する問題は機微な問題であり要請ベースでの技術協力の案件となりにくい、日本側のリソースが少ないといったことが考えられる。しかしながら日本の経験を伝える形での研修はこれまでも比較的多く実施されており、また多くはないが近年、**税関や競争政策の分野において相手国による法、規則、制度の策定のための取り組みに対して助言するといった形での協力実績がある**。

この課題に関する案件形成上の留意点は次のとおり。

国際経済環境の変化及び世界銀行等による支援との関係への配慮

1980年代後半のニュー・エイド・プランの下でのASEAN諸国に対する輸出振興策の提言を皮切りにこれまで、ASEAN諸国を中心に日本の経験

案件形成上の留意点：

- ・国際経済環境の変化及び世界銀行等による支援との関係への配慮
- ・途上国の中長期的な開発の視点

を下に産業振興策、輸出振興策に関する政策提言の協力実績がある。しかしながらその後のWTOでの議論の進展により、これまで国内政策とされていた部分（知的所有権、補助金、相殺関税及び貿易関連投資に関する規則等）にまで範囲が拡大するなど広くルール化が進んでいることや紛争解決方式の整備が行われたことにより、産業振興策、輸出振興策及び制度の策定の際にはWTO協定に整合的な形での設計が必要である。つまりS&D条項¹³を活用しながらWTO協定に整合的な形での振興策を検討する必要がある¹⁴。

またWTO協定との整合性のほかにも、開発援助の世界における援助の方法論に関する議論にも十分に留意する必要がある。この分野での協力として、JICAでは特定産業育成のための政策や産業を特定した輸出振興策の提言といった形での協力を多く行ってきたが、世界銀行等では特に政策金融や政府による特定産業振興のための積極的な介入についてはその有効性に疑問を呈しており、政策の立案といった協力を行う場合は、そうした議論にも留意する¹⁵とともに早い段階からJICA側の考え方を示しつつ協力を実施するという姿勢も必要である。

以上のような留意点はあるものの、かつて日本¹⁶や韓国、ASEAN諸国が経験した世界市場への積極的な進出を通じた経済発展及びその際に政府が実施した政策が、今後、貿易促進を考える途上国及びドナーにとって重要な参考となることには変わりないといえる。

途上国の中長期的な開発の視点

貿易関連のキャパシティ・ビルディングは、途上国において、貿易・投資環境整備を促進し、国内外の企業の経済活動を活性化させるとともに、貿易・投資の促進を通じて開発を実現するために必要なさまざまな能力の向上を図ろうとするものである。特に組織能力強化、人材育成等といった協力は短期的な投入による成果が表れにくいものであるため、中長期的な息の長い取り組みで支援を行う必要がある（また同時にそういった視点で相手国と話をしていくことが必要である）。

¹³ 「Special & Differential Treatment」と呼ばれ、途上国に対して義務の免除や緩和、技術協力の供与等の「特別」または「（先進国とは）異なる」扱いをWTO協定上認めている条項。

¹⁴ Kimura（2001）ではベトナムを事例にそうした検証を実施している。

¹⁵ 世界銀行（1993）では輸出振興のための介入以外の政府介入、多くの東アジアの政府が実施した特定部門に対する産業政策（主に貿易保護や低利融資）は日本を除いて、産業の構造変化や生産性の変化率にも影響を及ぼしたという証拠はほとんど見られないとその有効性に疑問を呈している。

¹⁶ 戦後からこれまでの日本の通商政策の変遷について付録5でまとめている。

中間目標 2 2
民間セクターに対する
情報提供サービスの
充実

中間目標 2 2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実

多くの途上国の企業は、人材不足、海外市場に関する情報不足のため企業単独での海外市場開拓が困難といった状況にある。

そうした観点から途上国企業に対し **海外のマーケット情報 / 海外の貿易制度・手続き・商習慣等の情報提供**といった活動により政府が民間セクターの活動をサポートすることは有益である。また貿易を促進するために政府が用意した各種政策が民間企業に利用されないといった問題もあり、

通商政策全般に関する情報提供、輸出振興策や金融サービスに関する情報提供といった視点も併せて必要である。

加えて**見本市や产品展示会の開催**も、途上国の貿易活動を促進する上では有益な協力の一つと考えられる。

JICAの取り組み：
・公的な貿易振興機関
の機能強化

JICAの取り組み

これまでJICAはこの分野での協力を積極的に実施してきており、協力内容は**公的な貿易振興機関の機能強化**を中心に、公的機関の強化を通じて民間セクターに対する貿易関連情報提供の強化を図ってきた。貿易振興機関では主に前述 **を**中心にサービス提供を行っている。しかしながら途上国が抱える問題として、 **の**情報が民間企業に普及せず、せっかく策定した政策が活用されないという問題は、こうした協力を実施するには重要視すべきポイントの一つである。また **、** **の**情報提供に加え、商品展示といったサービスの提供に対する協力も公的な貿易振興機関への支援を通じて行っている。この点は、直接途上国の産品の見本市等を開催しているJETRO（日本貿易振興会）の活動と異なる点である。

この課題における案件形成上の留意点は次のとおり。

案件形成上の留意点：
・相手国の実情とニーズ
に応じた対応
・類似活動のレビュー
を踏まえた案件形成

相手国の実情とニーズに応じた対応

この分野の協力は、民間企業がある程度積極的に活動している国において政府がその活動を促進するための触媒となる活動である。よって主に中所得国に対する協力のアプローチといえる。

この分野の活動内容は、民間企業の商業ベースの活動となりうる可能性があり、そうしたマーケットが既に存在する国においては公的な情報提供サービスを開始すると民間企業との間で競合が起こる危険性があるため、**民間企業の有効活用を図ることにも配慮しつつ公的機関の役割や対象範囲を慎重に検討する**といった観点での案件形成が必要である。

日本には情報提供サービスに関し種々の支援施策が存在するが、これを途上国に適用しようとする際には、まず有効性の確認とともに、補完する

制度の有無もチェックする必要がある。具体的には、これらの政策が実際にどのように使われたか、実際に使った人はこの制度をどのように評価しているか、どれが一番効果的であったかを分析・評価した上で、相手国の実情を踏まえて取捨選択する必要がある。一方で、こうした**情報提供サービスの充実を通じて貿易を促進するといった協力はWTO協定に違反するといった心配がなく、かつ輸出促進の有効なメカニズムに資する有効な協力分野である**といえる。

類似活動のレビューを踏まえた案件形成

公的な貿易振興機関への協力を通じ民間企業の貿易活動を支援するといった協力は、これまで技術協力プロジェクトという形でインドネシア、フィリピン等4カ国に対する実績がある。従って日本国内の種々の支援施策に加え、そうした**過去の類似案件の活動の成果を客観的に評価し、必要な支援内容やアプローチを検討する必要がある**¹⁷。

また多くのドナー、国際機関でも市場情報へのアクセス改善には積極的に取り組んでいる。しかしながら機関や組織（輸出促進センター等）への支援にあたっては政府が直接的に運営に携わるのではなく、民間のイニシアティブと参画を得て運営する方式を重視している。また、こうした機関や組織に対する活動では、サービスの有料化を通じた自立化と組織強化のための技術移転が支援の中心になっている。

**中間目標 2 3
活力ある民間セクターの育成**

中間目標 2 3 活力ある民間セクターの育成

途上国の企業では人材、技術、経営ノウハウ、資金・設備不足といった問題を抱え、その結果、生産能力の面で問題を抱えることになり、そもそも企業としての競争力が不足している（輸出競争力がない）場合が多い。しかしながら途上国が自由貿易体制による利益を享受するためにも、貿易の自由化・円滑化に向けた環境整備のほかに途上国の**民間セクター自体が前述した問題点を克服し競争力をつけることをサポートするための協力**といった視点も必要である。

しかしながら協力の結果が実際の輸出拡大につながるまでには長時間を要し、また国際市場の状況等外部条件に大きく依存するため、輸出の拡大そのものを目標とすることは困難であり、**中小企業・裾野産業の育成及び農業開発の枠組みの中での中小・零細企業振興の一つとして輸出競争力強化を位置付けることが望ましい**と考えられる。この分野に対するこれまで

¹⁷ p. 60 (Box A1-2) にて4カ国における貿易研修センターの概要を示しているので参照願いたい。

のJICAの協力も、そうしたアプローチが主である。

JICAの取り組み

これまでのJICAの支援実績としては、主に**中小企業・裾野産業振興に関する支援の中の活動の一つとして途上国における輸出能力強化の視点での協力**を行っているケースが多い。

JICAの取り組み：

- ・主に中小企業・裾野産業振興に関する支援の枠組みの中で実施
 - 公的機関の能力向上
 - クラスタアプローチ
- ・農業開発の枠組みの中でも輸出競争力の観点から一次産品の競争力強化や農産品加工技術訓練を実施

中小企業・裾野産業振興の分野では、JICAの協力として直接的に民間企業に対し支援を行うことは少なく、主に企業の指導やサービスを提供する公的機関（職業訓練校、経営技術支援機関等）の能力向上を通して、結果として企業の競争力強化を図るといった形をとっている。

近年は、中小企業のニーズにより適切に応えるという見地から、中小企業診断士の育成及びそのための制度づくりを支援する案件も実施されている。また民間ベースを含め中小企業へのコンサルティングサービスの質を高める見地から中小企業向けコンサルタントの資格認定制度の構築に関する制度整備協力も実施している。

また、個々の企業の経営資源強化に加え、同業種企業または異業種企業をまとめて組織化を図ったり、産業集積の活性化を図り、その外部効果を利用することにより個々の中小企業の経営効率を高めるアプローチもあり、クラスタ¹⁸アプローチを活用した調査も実施している。

農業開発の中でも協力活動の一つとして一次産品の輸出競争力強化の視点や輸出能力向上のための農産品加工技術訓練が実施されている¹⁹。この課題における案件形成上の留意点は次のとおり。

類似活動のレビューを踏まえた案件の形成

途上国の場合、支援対象は中小企業が主になるが、中小企業に対する支援はJICAも含めこれまで多くのドナーが取り組んできたため、**過去の類似活動のレビューを踏まえた上での支援が必要**である。

JICAでは直接企業への支援を行うことは少なく、主に企業を指導したり、サービスを提供する公的機関の能力向上を通して企業の競争力強化を図っている。一方、近年世界銀行や複数の援助国では、ドナーの支援を受けた公的機関による企業へのサービス提供は持続可能性等の点で問題があるとし、市場経済の枠組みに則って行われるべきと主張している。（個々の企業の経営資源強化に加え、）同業種企業または異業種企業をまとめて

案件形成上の留意点：

- ・類似活動のレビューを踏まえた案件形成
- ・WTOにおける市場アクセスに関する議論動向への配慮

¹⁸ クラスタ：その地域の競争優位の産業を核として周辺産業が集積されている状態。ある特定の地域に特定の産業の群が集積され、地域の産業が活性化されている状態を指す。

¹⁹ 多くの途上国にとって主要な輸出産品である農産物等の一次産品の価格は一般的に下落傾向にあり、また価格変動も大きいことから、そうしたリスクに対応するという観点からも競争力強化、輸出振興に向けた支援は重要といえる。

組織化を図ったり、産業集積の活性化を図り、その外部効果を利用することにより個々の企業の経営資源を高めるアプローチもある。

WTOにおける市場アクセスに関する議論動向への配慮

途上国にとっては、先進国の市場アクセス改善が最大の関心事の一つである。しかしながら、農業分野については農産品の輸出国である途上国と自国の農業の保護を図りたい先進諸国の間で利害対立があり、農産品の輸出向上に資するような案件を考える場合、こうした議論の動向に留意する必要がある。

開発戦略目標 2 貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 2 1 貿易関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
中長期的視野に立った産業・貿易政策の立案・実施	将来の産業貿易構造へのビジョン策定（産業・貿易振興策の提言） 通商政策立案の助言 × 通商政策立案実施能力の向上 WTO協定履行支援（法整備に必要な知識向上、立法のための組織体制整備）	1、2、4、7、8 1、4、7、34 13、34、37、38	経済政策支援、市場経済化支援（開調） 産業 / 工業分野開発振興計画（開調） ・ 経済政策支援、市場経済化支援（開調） ・ WTOキャパシティ・ビルディング（開調、研修、専門家） ・ 通商政策に関する担当官の能力向上（研修）
貿易関連法、規則、制度の整備	× 貿易関連法・規則の制定・整備（輸出入に関する基本法、通関に関する基本法、その他の輸入関連法（検疫法、植物防疫法、薬事法等） 貿易関連法・規則の整備に対する助言、能力向上 貿易関連法・規則の運用・執行能力向上 貿易関連制度、組織整備	9～13 9、11、13～19、21 2、8	・ 現行法制度の問題と改善に関する助言（研修、専門家） ・ WTOキャパシティ・ビルディング（開調、研修、専門家） ・ 関税政策 / 税関行政に対する助言 / 担当官の能力向上（専門家、研修） ・ 知的財産政策 / 行政に対する助言 / 担当官の能力向上（専門家、研修） ・ 検疫政策 / 行政に対する助言 / 担当官の能力向上（専門家、研修） ・ 産業 / 工業分野開発振興計画（開調） ・ 輸出振興戦略策定支援（開調）
	輸出振興計画策定支援（戦略輸出産業・製品の選定、輸出目標の設定及び戦略的輸出市場の選定、具体的支援施策の策定） 輸出加工区設置に関する計画策定支援 貿易関連金融制度（貿易保険、輸出金融等）の設立・整備 輸出（貿易）振興機関の設置	2、8 24 2、8 2、8	・ 輸出振興戦略策定支援（開調、専門家） ・ 輸出加工区設置に関する調査、助言（開調、専門家）

中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
貿易関連手続きの簡素化及び適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> × 貿易に関する公的手続き・業務（許認可、通関、港湾、検疫、出入港手続き等の）IT化 × 民間手続き・業務（荷主・運輸・銀行等の間の権利移転手続き、運送契約、保険契約等の）IT化 		<ul style="list-style-type: none"> ・税関の電算化支援（開調）
	<ul style="list-style-type: none"> 税関業務の適正化 公設技術支援機関の設立・強化（品質の向上） 試験・検査能力の向上 計量・標準能力の向上 検疫に関する能力向上 知的財産権制度の運用・執行能力向上 貿易関連金融制度（貿易保険、輸出金融等）の運用能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> 9、13 29、31 26 25 17 16 18、19、21 	<ul style="list-style-type: none"> ・税関担当官の能力向上（専門家、研修） ・税関における分析能力の強化（専門家） ・公設技術支援機関の強化（技プロ、専門家） ・試験検査機関の能力向上（技プロ） ・計量・標準機関の能力向上（技プロ） ・検疫担当官の能力向上（専門家、研修） ・知的財産権行政の情報化支援（開調、技プロ） ・貿易関連金融制度担当官の能力向上（研修）

中間目標 2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
海外の貿易手続き及び国内における手続き・優遇策の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 海外の貿易制度、手続き、商慣習等の調査、紹介 各種優遇政策・制度に関する情報の提供 貿易振興機関の機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> 20、22、23、17 22、23 22、23 	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易振興機関の機能強化（技プロ、SV）
海外市場開拓	<ul style="list-style-type: none"> 海外マーケット情報の収集・提供 マーケティングセミナーの開催 見本市、産品展示会の開催 × フェアトレードの開催 × ITインフラの整備 	<ul style="list-style-type: none"> 20、22、23、27 27 22、23 	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易振興機関の機能強化（技プロ、SV） ・海外市場開拓のための助言（専門家、SV） ・マーケティングに関する知識の向上（研修、SV） ・貿易振興機関の機能強化（技プロ、専門家、SV）

中間目標 2 3 活力ある民間セクターの育成			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
活力ある民間セクターの育成	<ul style="list-style-type: none"> 公的支援機関による企業への経営／技術指導 経営能力向上 製品開発／農産品加工技術訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 29、31、32 28 30、33 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営／技術支援機関の設立・強化（技プロ、専門家） ・経営戦略、マーケティング等に関する知識向上（研修） ・経営／技術支援機関の設立・強化（技プロ、専門家） ・農産品の加工技術向上（専門家、SV） ・輸出産品の開発／品質向上（研修、専門家、SV）
	<ul style="list-style-type: none"> クラスター機能強化 企業診断サービス実施促進 × 民間ベースでの中小企業への経営技術サービス業（BDS）育成 		<ul style="list-style-type: none"> ・クラスター化の促進、クラスター機能強化（研修、開調） ・中小企業診断制度構築（開調、専門家） ・一村一品運動（研修） ・デザイン能力向上（開調、専門家） ・輸出商品開発（専門家、研修、SV）

*「事例番号」は付録1.の別表の案件リストの番号に対応

<p>プロジェクト活動の例：</p> <ul style="list-style-type: none"> JICAの協力事業において比較的事業実績の多い活動 JICAの協力事業において事業実績のある活動 JICAの協力事業においてプロジェクトの一要素として入っている活動 × JICAの協力事業において事業実績がほとんどない活動 <p>JICAの主たる事業：</p> <p>実施例は数件であるものの、今後の先行例となりうる事業</p>
--

<p>技プロ：技術協力プロジェクト 長専：長期専門家派遣 短専：短期専門家派遣</p> <p>開調：開発調査 草の根：草の根技術協力 無償：無償資金協力</p> <p>JOCV：青年海外協力隊 SV：シニア・ボランティア</p> <p>集団：集団研修 国特：国別特設研修 地特：地域別特設研修 第三国：第三国研修</p>
--

開発戦略目標 3
外国直接投資促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 3 1
投資関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備

投資した企業が自由で円滑に活動できる環境づくりが必要

この分野では、集団研修による知識移転、開発調査を活用した投資促進政策策定や輸出加工区設置に関するマスタープラン策定やフィジビリティ調査を実施。基準認証関係の協力も多い。

開発戦略目標 3 外国直接投資促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 3 1 投資関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備

投資活動は貿易活動と同様、民間セクターが主体となる活動であるが、その促進には途上国に投資した海外の企業が、その国で自由かつ円滑に活動できる環境づくりが重要であり、その意味で途上国政府の役割は大きいといえる。

外国直接投資については、受け入れの促進を政策に掲げている途上国が多いものの、適切な施策を策定するための行政知識、人的資源が不足しているのが現状である。さらに長期間の資本移動を伴う投資活動を推進するためには、安定的、継続的な政策が必要であるにもかかわらず、税制などの制度の頻繁な変更により、結果として継続的な投資促進につながらない例も多い。投資活動を促進し、開発につなげていくためには、まず自国の産業政策、貿易振興政策と整合性のとれた包括的な投資促進政策を策定した上で、各種法制度の整備・改善を行う必要がある。制度整備については、まず投資や競争を制限するような既存の政策・制度を改善し、投資の自由化を促す法整備が必要であり、特に国際的な投資自由化の流れから、市場へのアクセスや、内国民待遇、最恵国待遇の確保に留意していくことが重要である。さらに政策及び法制度については急激な変更を避けるなど一貫性を保ち、実施の段階でも紛争処理制度の整備や腐敗の撲滅など、透明性を高め市場からの信頼を得ることが必要である。また自由化に加え、投資を通じた事業活動や競争を促進するような政策・制度を構築することが必要となる。特に投資した企業が、立地 原材料を国内外から調達 製品を製造 輸送・輸出するまでの一連のプロセスをスムーズに実施していくための制度を整備する必要がある。

また、特に政策的な裏付けの下で輸出加工区を設置し、ハードとソフトの投資優遇策をパッケージ化することは、外国投資家に魅力的な投資環境を効率よく提供することを可能にするばかりでなく、自国における地域振興の観点からも有効である。

JICAの取り組み

投資促進に関するJICAの取り組みとしては、貿易振興への協力とセットにする形でASEAN諸国を中心に投資促進政策、制度整備への提言や、投資関連法整備への協力、及び投資した企業の活動をサポートする資材調達の円滑化（貿易手続き、基準認証等）を主に行ってきている。

投資促進政策・制度整備に対しては、集団研修による知識移転のほか、

各国の状況に合った政策を策定するためにアジア、東欧諸国を中心に**開発調査を活用した投資促進策定支援**や、投資促進アドバイザーの派遣を実施している。また**輸出加工区の設置支援では、開発調査によるマスタープラン策定やフィージビリティ調査、専門家による政策支援**を実施している。

投資関連法、規則・ルールの整備に関する協力は、集団研修による一般的知識の移転や専門家によるアドバイスにより実施している。具体的には「投資環境法整備研修コース」(集団研修)がある。

資材調達の円滑化に関する協力は、原材料の調達や、製品の輸出の円滑化に必要な輸出入制度の整備や手続き、業務の簡素化、効率化などへの政策支援を実施している(p.32中間目標2-1を参照)。工業標準、検査体制の整備については、専門家による工業製品認証制度確立支援などを実施している。

この課題に関する案件形成上の留意点は次のとおり。

投資促進については、多様な課題に留意

投資は、企業の一定期間にわたる継続的な活動を伴うものであり、短期的な物流を意味する貿易とは、その時間軸の長さやリスクの大きさが異なる。そのため、本節で論じる投資分野に直接関連した課題のほか、その基盤として中間目標1-1にある「(企業活動を円滑化するための)経済インフラの整備」や「(良質な労働力を提供するための)人材育成」、あるいは、「良好な労使関係」などが、投資促進の場合は特に重要な要素となる。また本報告書では対象としないので論じていないが、「政治情勢」、「治安」、「マクロ経済の情勢」、「ガバナンス」などのカントリー・リスクは、企業が投資を決定する際に極めて重要な判断材料となる。従って、途上国の投資を促進するためには、鉱工業分野等の投資誘致に関連性が高い分野のみならず、**当該国のガバナンスや教育水準、インフラの整備状況などを十分に踏まえた上で協力していくことが重要であり、そのために、協力する側も一企業の立場に立った視点から検討していくことが求められる。**

案件形成上の留意点：

- ・多様な課題に留意
- ・各国の状況を踏まえた政策策定
- ・産業政策・財政との整合性
- ・ニーズを踏まえた輸出加工区の設置

各国の長所、短所を踏まえた国ごとの政策策定

投資促進は、多くの国の中からいかに企業の経営資源を自国に誘致するかという観点から、他国との差別化をすることが重要である。そのために、**各国が有する長所、短所、例えば天然資源、地理的条件、言語、経済圏の中での位置付けなどを踏まえた政策策定が必要となる。**

産業政策、財政との整合性

投資誘致の結果を開発に結び付けるためには、進出外国企業への部品や

原材料の供給が可能な技術水準まで現地中小企業を育成していくなど、**投資誘致と国内の産業振興政策をリンクさせることが重要**である。特に投資を通じた技術・経営ノウハウ移転の促進を通じ、国内産業の多様化・高度化・高付加価値化及び生産性の向上など国際競争力の強化を目指すことが求められる。他方で、これまで一部アジア諸国でとられてきたような、特定産業の保護・育成や、国産化要求といったパフォーマンス要求など市場メカニズムをゆがめる恐れのある介入主義的政策は、**国際的な投資自由化の潮流からは、慎重な対処が必要**である。むしろ今後は自由化のメリットを生かせるような政策の策定支援が求められよう。

また、優遇税制などの策定・実施には、一方で国家財政への影響も考えられることから、**貿易・投資関連省庁のみならず、財務省など財政当局も十分に参画させる必要がある**。

輸出加工区の設置には慎重な検討が不可欠

投資促進策として効果的とされる輸出加工区の設置は、グローバルな市場のニーズに合致した条件を整えないと、企業の立地につながらず、ハコモノの整備に終わる可能性があることには留意が必要である。また、東南アジア諸国で指摘されているように、現地企業との経済取引につながらないなど「飛び地経済」を形成する可能性もあるため、計画段階で全国的な開発計画を踏まえておく必要がある。

開発戦略目標 3 2
民間セクターに対する
情報提供サービスの
充実

市場のニーズに合った
情報を整備し、適切かつ
魅力的に発信するこ
とが重要。

中間目標 3 2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実

直接投資は、経営資源を移転し、長期にわたり事業を展開する関係上、企業側の経営判断に関しては、貿易をする場合よりもさらに慎重な検討がなされる。そのため、投資を促進するためには、途上国政府としては単に政策・制度や人的資源を整備するのみならず、**潜在的な投資家に対し、適切かつ効果的・魅力的に自国の投資環境を発信することが重要**である。また市場のニーズに合った投資環境の整備のためには、**国際的な市場動向や、投資企業が存在する国の経済・産業動向を十分に把握する必要**がある。他方で、多くの途上国では、産業統計など自国の投資環境に関する情報が十分に整備されていないばかりか、そもそもどのような情報の整備が投資促進にとって必要であるかという知識も不足しているのが現状である。また、市場動向や他国の情報についても十分に把握できておらず、潜在的投資企業に適切なアプローチができないことが多い。さらに情報の整理の仕方やアクセスの利便性についても、ユーザーである潜在的投資家にとって扱いやすいものにはなっていない。

このような観点から、潜在的投資企業に対する投資関連情報やサービスの提供が有効である。また、提供する情報の質も重要であり、**信頼性の高い統計の整備と維持管理をするための体制を整備**していくことも必要である。情報提供の方法としては、投資窓口の設置やパンフレットの作成、インターネットなどITの活用が挙げられるが、ユーザーの立場に立った魅力的なコンテンツを作成するための技術・知見の移転や、投資家を発掘し、商談を促進するための投資ミッションの派遣、投資セミナーの企画・開催など、国内外への投資促進活動に対する支援も効果的である。

この分野ではアドバイザー型の専門家派遣を数多く実施している

JICAの取り組み

JICAでは、**投資促進のためのアドバイザー型の専門家を派遣**しており、アジア各国をはじめ、ポーランド、エジプトなど多数の国への実績がある。また、**産業統計の整備**について、タイ、フィリピン等における生産統計開発の開発調査や専門家派遣により支援している。また、投資アドバイザーの業務の一環として、**投資セミナー開催、投資ミッション派遣の企画・運営に関するアドバイス**を実施している。

この課題における案件形成上の留意点は次のとおり。

案件形成上の留意点：

- ・投資アドバイザーはキャパシティ・ビルディングを重視
- ・中小企業の投資誘致を重視
- ・多様な国からの投資誘致
- ・魅力的なコンテンツの作成

投資アドバイザーは途上国側のキャパシティ・ビルディングを重視

これまでの投資アドバイザーの専門家は、主に投資促進の窓口支援、とりわけ日本企業からの投資を念頭に置いた協力が多く、実際、途上国側からもそのような役割を期待されることが多いが、ともすれば直接窓口を担当するような役務提供的な協力にとどまる懸念があった。持続的な投資促進を推進するためにもノウハウの移転に努め、キャパシティ・ビルディングを重視していくことが必要である。

中小企業の投資誘致を重視

投資誘致の成果を開発につなげていくためには、規模の大きな多国籍企業のみならず、途上国へ実際に移転できる**有用な技術を有した中小企業の誘致**にも力を入れる必要があり、そのためには、投資した大企業の**関連下請け企業の誘致**や、**中小企業向け投資セミナーの開催**などが考えられる。なお特に低開発国の場合は、投資に伴うリスクが大きくなる、あるいはリスク関連の情報が不足しているため、中小企業のみでの進出は実際上困難であることが多い。従って中小企業の誘致に関する施策は、既にある程度の多国籍企業が活動し、リスクの予測が容易である国（ASEANや中国など）においてより効果的であり、セミナー等を活用した当該国のリスク関連の情報開示も必要である。

多様な国からの投資誘致

前述のように、これまでの協力は途上国側からの要請もあり、日本企業からの投資を念頭に置いたものが多かったが、途上国の開発を達成するというそもそもの目的から、またグローバルな経済関係を構築し、単一の国の景気変動の影響を受けにくい安定した経済を築くためにも、今後は日本企業に限らず多様な国からの投資受け入れを促進する協力が求められる。また、その観点から、地域経済圏の枠組みなどその国を取り巻く国際的な動きに合致した的確なアドバイスが必要である。

情報提供は利用者の視点に立った魅力的な内容及び発信方法とするよう留意

各国の貿易投資振興機関が発行しているパンフレットやホームページなどが提供している投資関連情報を比較すると、特に後発開発途上国（Least Developed Countries: LDC）諸国のものは、情報量として極めて貧弱な上、その内容や発信の方法も一般企業にとってはアクセスしづらいことが多い。情報整備の実現は相応のコストと時間がかかるものであり協力の必要性も高いが、利用者の視点から、とりあえずコンテンツを工夫し既存の情報を使いやすく加工するだけでも大きく改善される可能性がある。またコンテンツを検討する中で、必要な情報の特定もできる。まずは各国の事例を比較分析し、魅力的なコンテンツや発信方法を検討から始めることも重要である。

開発戦略目標 3 外国直接投資促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 3 1 投資関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
投資促進政策の整備	産業政策立案支援 外国直接投資誘致に関する政策面での助言	4、5、7 1～3、7	・経済政策支援、市場経済化支援（開調） ・産業 / 工業分野開発振興計画（開調） ・投資促進政策支援（専門家） ・投資促進セミナー（研修） ・貿易・投資促進実務の能力向上（研修）
投資関連法・制度整備	法律、協定、規則等の整備（投資法、競争法、投資保護協定、外国人就業規則、現地人雇用規則等） 知的財産権の確立、整備 輸出加工区設置に関する組織・法制度整備	10、12 11 8、24	・投資環境法、競争法整備策定支援（研修、専門家） ・知的財産政策 / 行政に対する助言 / 担当官の能力向上（専門家、研修、技プロ） ・工業団地フィージビリティ調査（開調） ・企業誘致支援（専門家）
資材調達の円滑化	× 輸出入制度整備、手続き・業務（許認可、通関、港湾、検疫、出入港手続き等）の簡素化、効率化（ワンストップサービス、IT化等） × 民間手続き・業務（荷主・運輸・銀行等間の権利移転手続き、運送契約、保険契約等）の簡素化、効率化 国際的制度（基準・認証）に対する技術向上 関税引き下げに向けた政策助言（税関行政 / 政策）	25、26 9、16	・試験検査機関の能力向上（技プロ） ・計量・標準機関の能力向上（技プロ） ・関税政策策定支援（専門家） ・税関担当官の能力向上（専門家、研修） ・税関における分析能力の強化（専門家）

中間目標3 2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実			
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例番号*	JICAの主たる事業
投資環境情報/ サービスの整備	投資窓口の機能強化	3	・投資アドバイザー派遣（専門家） ・産業・生産統計整備支援（開調、 専門家、研修）
	ジャパンデスクの設立・運営	3	
	外国企業誘致政策の紹介	3	
	企業データベース作成		
	× 企業コンサルティングサービス		
	産業、生産統計整備	43	
	× 投資対象案件のフィービリティ調査		
投資の相互交流促進	× 地域経済圏対応支援（合意事項履行への政策助言）	3	・貿易振興機関の機能強化（技プロ） ・投資アドバイザー派遣（専門家） ・産業・生産統計整備支援（開調、 専門家、研修）
	投資セミナー開催、投資ミッション派遣	3、22、23	
	企業データベース作成		

* 「事例番号」は付録1.の別表の案件リストの番号に対応

プロジェクト活動の例：	JICAの協力事業において比較的事業実績の多い活動 JICAの協力事業において事業実績のある活動 JICAの協力事業においてプロジェクトの一要素として入っている活動 × JICAの協力事業において事業実績がほとんどない活動
JICAの主たる事業：	実施例は数件であるものの、今後の先行例となりうる事業

技プロ：技術協力プロジェクト	長専：長期専門家派遣	短専：短期専門家派遣
開調：開発調査	草の根：草の根技術協力	無償：無償資金協力
JOCV：青年海外協力隊	SV：シニア・ボランティア	
集団：集団研修	国特：国別特設研修	地特：地域別特設研修
	第三国：第三国研修	

第3章 今後の協力に向けた留意点及び方向性

JICAが協力する上での基本的考え方：

- ・自由貿易体制下において国際的な動向に調和する方向
- ・相手国の発展段階、社会的状況を考慮する
- ・その上でニーズを見極めるとともに日本側のリソース等を勘案しつつ個別的な支援策を検討する。

貿易と直接投資が世界的に急速に拡大し、1995年にWTOが設立されたことにより、通商政策についての国際的なルールが実効性を持って課せられるようになってきている。こうした現状により、国際的な経済活動の場においては途上国といえども国際的な流れと調和を保つことは不可避な状況にある。

このようなWTOを中心とした自由貿易体制の広がりに加え、北米自由貿易協定（North American Free Trade Agreement: NAFTA）やASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area: AFTA）といった地域経済統合の形成や二国間の自由貿易協定（Free Trade Agreement: FTA）の締結の動きも急速に拡大している。こうした国際経済環境下では、途上国政府においても現在の自由貿易体制を有効活用する形で貿易や投資といった国際的な経済活動を通じ利益を得ることを進めると同時に、WTO協定で認められている権利を正当に行使し、貿易上の不利益を防止することが重要な政策課題となっている。

貿易や対内直接投資の自由化は、財・サービスの選択の余地や海外市場へのアクセスの可能性を広げたり国内の雇用拡大や技術・技能を移転するなどの正の効果をもたらす一方で、競争力のない地元産業・企業の淘汰、一部実業家層への富の集中による貧富の拡大（都市と農村の格差の拡大）等の負のインパクトを伴うという二面性を持っている。途上国においては、貿易・投資の自由化の流れの中でいかに利益を享受するかという経済政策上の問題と、経済・社会を安定させるという社会政策上の重大な課題を同時に抱えており、JICAが協力する上での基本的な考え方は、自由貿易体制下での貿易・投資に関する国際的な動向に調和する方向で協力していくとともに、相手国の経済の発展段階や社会的状況などを十分に考慮した上でニーズを見極め、併せて日本側のリソースの問題等を勘案しながら個別的な支援策を検討していくことである。

以下に、当分野においてJICAが協力を検討する際の留意事項を挙げる。

3 1 今後の協力に向けた留意点

（1）国家開発戦略・PRSPとの整合性の確認

協力案件形成時には協力対象国の国家開発戦略における貿易・投資の位

留意点：

- ・ 国家開発計画・PRSPとの整合性の確認
- ・ 相手国の取り組み状況／発展段階に応じた支援
- ・ 国際機関等による取り組みや地域協定等の内容等の調和
- ・ ドナー協調への配慮
- ・ 民間セクターとの連携強化
- ・ 日本の関連機関との調整

置付けを確認し、貿易・投資の自由化の利益が途上国の開発と貧困削減に結び付くという視点も考慮しながら協力内容を組み立てる必要がある。

最近のドナー間の議論においても「貿易」を途上国の国家開発戦略・貧困削減戦略の中において主流化する必要性が提起されている。協力案件形成時には相手国の国家開発戦略の中における貿易・投資問題の位置付けを確認し、開発・貧困削減政策の視点も持ちつつ協力内容を組み立てる必要がある。

(2) 相手国の取り組み状況／発展段階に応じた支援

協力の対象とする国の発展度合いは、当然ながら各国ごとに状況はさまざまであり、体系図の中間目標及びサブ目標の重要度も各国の状況により異なる。開発戦略目標1はほぼ達成されており、かつ開発戦略目標2、3についても取り組みが進められているタイ、マレーシア等の中所得国では、基本的な制度や物的インフラも既にある程度整っているため、既存の法・規則を適切に履行・運用することや手続きの簡素化・適切化といった部分が比較的重要になる。一方、内戦による政情不安、低レベルのガバナンス、不安定なマクロ経済運営、インフラや人材不足といった問題を抱えているアフリカ諸国等の後発開発途上国では、今回、所与の問題とした「政治情勢」、「治安」、「マクロ経済の情勢」、「ガバナンス」に対する取り組みを大前提としながら、まずは開発戦略目標1を念頭に経済活動が活発に行われるための基礎条件の整備に力を入れた上で、開発戦略目標2、3に示すような政府介入を伴う貿易振興、投資誘致といった活動を行うことが必要になる。

また、発展段階のほかにWTOや地域協定への加盟状況や取り組み姿勢によっても支援の方法は異なってくる²⁰。

このように各国の取り組む状況／発展段階を踏まえた上で、適切な案件形成を図ることが、効果を上げるには重要である。

(3) 国際機関等による取り組みや地域協定等の内容との調和

貿易・投資といったテーマでは、WTO、国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD）、APEC、東南アジア諸国連合（Association of South East Asian Nations: ASEAN）等のさまざまな国際機関や国際的組織が存在し、またAFTA、NAFTA、南米南部共同市場（Mercado Común de Sur: MERCOSUR）等の地域協定やさらには二国間のFTAなど国際的な協定が数多く存在している。案件形

²⁰ WTOの加盟段階等によって異なる支援方法については国際協力事業団（2002a）p.14～17及びp.95～96を参照願いたい。

成の際には相手国が参加もしくは加盟している国際機関／組織、国際／地域協定の内容やその場での取り組み状況を把握し、それらと調和のとれる協力内容を検討していくことが不可欠である。

また、WTOなど貿易自由化に向けた交渉の場を担当する機関においては、途上国に対する先進国からの技術協力が多角的交渉の場での各国の政治的な利害関係の立場を超えて、自由貿易体制の維持発展のためのツールとして中立的な立場で実施されているということは、重要な観点として留意しておくべきである。また、**本分野の協力においてはWTO体制の維持発展を掲げる日本政府の立場にも留意することが肝要である。**

(4) ドナー協調への配慮

ドナーの間でも「開発と貿易・投資」という課題の重要性の認識・整理がされ始めたばかりである。現在は各ドナーの経験の蓄積が開始され、この分野の協力に関するガイドラインの整備、協力実績に関する情報交換が行われている。この課題はどのドナーにとっても新しい取り組みであり、「貿易・投資キャパシティ・ビルディング」の定義、支援実施の手法等、考え方の整理段階であるにもかかわらず、世界銀行、WTO等6国際機関による総合フレームワーク(Integrated Framework: IF)に代表されるように、ドナー間の協調が進んでいる点が特徴的である。JICAが協力案件を形成する際にも各ドナーの支援の方向性を参照しつつ、**ドナー協調に配慮する必要がある。**特に、WTO加盟交渉中の国には短期間で多方面の援助ニーズが生じ、ドナーの援助も集中する。WTO体制に関する基礎知識、個別協定の概要説明等、概論的な部分に関する協力は援助が重複する可能性が高いため、ドナー間の調整により不要な重複を回避し、協調して効率的な支援を心がけるべきである。ただし、こうした場合にも、**相手国やドナーとの協議を踏まえた上で、日本が強みを発揮することができ、かつ、対象国側が十分受け入れ可能なプロジェクトにするといった視点は重要である。**

(5) 民間セクターとの連携強化

民間セクターやNGOとの連携・協調を協力のプロセスとして取り込むことの重要性がドナーにも十分に認識されている現在の状況では、例えば、民間が運営するビジネスサポート活動等に対する政府の支援など、**民間と政府の両者の役割を有機的に結び付けた協力内容の検討が、今後は有効になってくるものと考えられる。**

また、特に開発戦略目標2及び3に関する協力は最終的に活動主体が民間セクターであるという点に大きな特徴があり、そうした観点からは、案件形成の際の姿勢として**相手国の行政当局だけではなく実際に現地で活動**

する民間企業や貿易業務に携わる関係者から意見を聞き、彼らが抱える問題点やニーズを把握することは極めて重要である。

(6) 日本の関連機関との調整

途上国に対する貿易・投資促進に資するような活動においては、2-2(2)で述べたように、JICAのほかにJETROやJODCなどさまざまな活動を行う機関が存在しており、多くの知見を有している。こうした機関の事業は、途上国の投資環境に関する情報提供、アドバイザー派遣や現地中小企業の技術支援を通じ、最終的にはわが国企業の海外展開の促進・活発化や、円滑な通商経済関係の構築を図ることを主要な目標としている。他方、JICAは「貿易・投資促進」への協力を通じ、マクロ的な経済成長や雇用の確保、現地中小企業の技術力向上などを達成し、最終的には途上国の経済開発・貧困削減を達成することを目標とする。しかしながら現場での活動レベルでは重複することもあるため、日本の関連機関との密接な連携、協調を図っていくことが重要である。

3 2 今後の検討課題

今後の検討課題

- ・国内リソースの有効活用及び拡大
- ・指標・評価手法の開発

(1) 国内リソースの有効活用及び拡大

この分野の協力に関しては、通商政策に関する部分はもちろんのこと、政策の下で実施する運用・手続き面についても日本において知見を有しているのは実際に実務を行っている各省庁の行政官や税関等の現場の職員である。また学識経験者のリソースという意味でも、現在JICAで実施している本分野の協力を鑑みるに、WTO協定等の国際経済法の分野や国際的な貿易・投資ルールの下での経済政策のあり方といった観点での国際経済・貿易政策に精通した人材は、現時点では限られているといえる。

限られたリソースで効果のある協力を実施するという点では、地域ごとの優先度の位置付けや、日本の強みを検証した上で効果的な協力を実施するという姿勢は重要な視点であり、今後の検討課題といえる。

また、JICAとしてこの分野の協力を拡大するためには、国内リソースを有効活用し、日本国内の省庁の国際協力展開の考え方・方針といかに協調・調整していくかといった点や、特に人材の裾野の拡大という点では大学との連携という視点が、今後の本分野での協力の展開を考える上で重要であると思われる。

(2) 指標・評価手法の開発

この分野の協力実施の結果を評価する指標としては、例えば外国からの

投資件数の増加やある産業や製品の輸出額の増加等が考えられるが、本分野における主体は民間セクターであり、JICAの支援は原則としてその活動を相手国政府を通じて間接的に支援するといった部分に限られることや、貿易・投資の増減には国際経済の不景気の波などむしろ協力以外の外部要因の影響が圧倒的に大きいため、必ずしも協力の成果を測る適切な指標とはいえない側面を有している。こうした要因により、この分野の協力はその成果を明確には評価しにくく、また短期的に発現するものではないため、評価実施が困難な一面を持っている。しかしながら、協力の評価を実施しないとその成果はアピールしにくく、国内納税者等から理解を得ることも難しい。この分野の評価手法の開発はドナー共通の課題であり、ドナー間のノウハウの共有化が必要と考えられる。

3 3 今後の協力の方向性

今後の協力の方向性：

- ・ 発展段階に応じた協力の実施
- ・ 課題横断的な視点での協力の実施

最後に、本章の冒頭で述べたJICAが協力する上での基本的な考え方に基づき、今後の協力の方向性を考えるための一案として、**発展段階に応じた協力の実施**、ならびに**各国の社会的状況を踏まえた課題横断的な視点での協力の実施**の2点を挙げる。

3 3 1 発展段階に応じた協力の実施

これまでも論じてきたように、開発課題体系図の各項目はすべての国にとって一律に重要というものではなく、国や地域の状況に応じてその重要性は異なるものである。

以下に、発展段階に応じた協力の考え方の概略について記述する。

中所得国：

- ・ WTO協定の適正な運用・執行に対する支援
- ・ 投資や貿易の手続きの簡素化・適正化を通じた貿易円滑化に関する支援
- ・ 南南協力のリソースとしての可能性

(1) 中所得国

WTOへの加盟や地域経済圏の形成、自由貿易協定（FTA）等を積極的に進めており、インフラ整備状況や産業競争力もある程度の水準に達し、貿易や投資誘致を積極的に行っている中所得国（中国及び東南アジア、中南米の一部地域）は、貿易や投資誘致のもたらす経済効果をよく理解しており、WTO協定に整合的な法制度の整備が進んでいる。しかしながら、実際にそうした制度を運用・執行するといった部分で問題を抱えており、**制度の運用・執行を支援するような協力が考えられる**。具体的には、関税評価（実務上、法定関税率が遵守されない、不透明な運用が残存する等）非関税障壁の削減、知的財産権保護など主に問題点が指摘されている分野での適正な運用・実施に対する支援が考えられる。このような発展段階の国々では、**投資や貿易に関する諸手続きの簡素化・適正化を通じた取引費**

用の削減や予見可能性の向上、所要時間の短縮など、貿易円滑化に関する支援のニーズも高いと考えられる。

加えて、これらの国々は低所得国等への協力に対するパートナーとしての位置付けも期待されており、南南協力のリソースとして重要である。

低所得国：

- ・WTO加盟交渉や加盟に向けた支援
- ・貿易・投資自由化に向けた政策を支援
- ・WTO協定の理解促進に向けた支援
- ・一般的な貿易手続きに関する行政能力の向上支援
- ・貿易実務者人材育成

(2) 低所得国

上述(1)の中所得国の下位に位置する発展段階の国々(アジア、中南米地域)のうち、WTO未加盟国に対しては、ニーズとして、まず**加盟交渉や加盟のための自由化約束履行に向けた支援(WTO加盟支援)**が挙げられる。例えば加盟支援の一環として、当該国が貿易・投資の自由化によりどれほどの経済的インパクトを受けるか、正及び負のインパクトをそれぞれ推定し、負の影響を最小化するような形での自由化のタイミングや順序を検討したり、セーフティ・ネット構築等の提言を行い、**自由化に向けた政策を支援**するという協力は重要である。これは、既に加盟しているが更なる自由化を求められている国に対しても、有効な支援であると考えられる。また、既加盟国についてもWTO整合的な国内法制度の整備や制度の運用・執行面で問題を抱えているケースが多く、ASEAN地域で実施したWTO協定の履行、権利の行使に関する**キャパシティ・ビルディング**など基本的な内容の理解促進に向けた支援は有効である。そのほか、**税関、検疫等一般的な貿易手続きにかかわる行政能力向上支援や貿易金融管理、貿易実務者人材育成**などを含めた総合的な貿易振興政策等の協力も重要である。

後発開発途上国：

- ・包括的なアプローチが最も必要とされる地域
- ・(短期)自由化の負のインパクトを最小化していくための支援や主要産品である農産物の更なる競争力強化、輸出振興に向けた支援
- ・(長期)初中等教育や産業界の育成

(3) 後発開発途上国

地域としては、後発開発途上国が最も集中しているアフリカが想定される。この地域は日本にとって通商上の関係は大きくないが、近年の国際援助世界における潮流では重点地域の一つであるといえる。この地域の援助一般についていえば、ドナーが協調してリソースを投入するという援助協調体制の合意が形成されている。貿易・投資の現状では、経済のグローバル化あるいは多角的通商体制からの利益を享受することが困難な地域と認識されており、すべてのセクターにおいて深刻な問題を抱えている状況から、**貧困**という視点は避けて通ることができず、**貧困削減**という共通の戦略の中に**貿易・投資の開発を位置付ける包括的アプローチ**が最も必要とされる地域である。具体的な協力としては、WTOが認めた例外措置等の活用に関する**キャパシティ・ビルディング**など**自由化の負のインパクトを最小化していくための支援**や**主要輸出産品である農産物の更なる競争力強化、輸出振興に向けた技術支援及び政策支援**が短期的には必要といえる。

また、この地域における貿易・投資上の根本的な問題を解決するためには長期的な視点の下で取り組むことが必要であり、**初中等教育や生産技術等の基礎的な人材育成と並び、産業振興政策に関する支援**などを通じて貿易・投資の担い手となる産業界を育成することから着手すべきであろう。

- ・短期的な負のインパクトに対するセーフティ・ネットの構築
- ・長期的には教育機会の拡充（一例）
- ・大局的な見地に立った課題横断的な案件形成

3 3 2 課題横断的な視点での協力の実施

本アプローチで設定した3つの開発戦略目標は、自国の国益に合致した形で現在のグローバリゼーションの流れに参加し、利益をいかに享受するかといった視点でのアプローチの構成である。前述したように、貿易・投資の自由化は長期的には経済成長を促進する正の効果をもたらす一方で、短期的には必然的に外部からの競争圧力を高めるため、国内の競争力のない産業・企業が淘汰されるといった負のインパクトをもたらすことが指摘されている。3-1の今後の留意点でも触れたように、現在ドナーの間でも途上国の開発政策や貧困削減政策と貿易・投資問題の連関は重要な検討課題となっているが、**貿易・投資の自由化を一国の経済成長や貧困削減につなげていくためには、例えば産業・企業の淘汰による失業者の増大など短期的にもたらされる経済的・社会的な不安定への対策**といった視点が必要である。自ら貿易・投資の自由化の影響を予測し、負のインパクトに対処する政策を立案する能力が不足しがちな途上国に対して、JICAが技術協力を通じて果たす役割はあると思われる。具体的にはセーフティ・ネットとしての失業者への訓練の実施、失業保険、解職手当などの公的保護の整備や不利益を被る可能性の高い貧困層の収入の維持・向上といった観点から、NGO等を巻き込んだ形での草の根レベルでの協力等が考えられる。

一方、**長期的には貿易・投資の自由化によってもたらされる成長の恩恵を一部の富裕層や都市部の人間のみが享受するのではなく、より広く貧困層も含め国民が享受するための制度・政策づくりへの支援が重要となる。**具体例としては、**教育機会の拡充等、教育の充実に努めることが重要なポイントである。**つまり、国内の非効率な産業・企業が淘汰され新しい産業・企業が生まれるには産業人材の育成が不可欠であり、また新しく生まれた産業・企業で職を得るためにも、長期的な対策としては、基礎教育や高等教育の充実を通じ人材を育成するといった視点が必要である。

以上2つの視点は、概して貿易・投資関連の協力とは称されない類の協力であるが、「貿易・投資関連の協力」、「貧困削減関連の協力」、「教育関連の協力」といった課題ごとの案件形成ではなく、**相手国の開発政策や貧困削減政策の中でその大きな目的を達成する**といった大局的な見地に立ち、これらの課題を組み合わせるような形で案件を形成することが、幅広い分野を網羅しているJICAの特長を活かした協力といえる。